

アメリカ家族・消費者科学会T O Y制度における 人間発達・家族分野プログラムの分析

—日本における家政教育の活性化に向けて—

田崎裕美 ・ 増田啓子

An Analysis of Human Development and Family & Community Services Programs
in the FCS Teacher of the Year Awards in the U.S.A.

— For activation of the Home Economics Education in Japan—

Hiromi TAZAKI / Keiko MASUDA

<要旨>

日本における家政教育の活性化に向けて、アメリカ家族消費者科学会T O Y制度受賞の人間発達・家族分野のプログラムを調査、分析した。この結果、46本のプログラムの内容は最多が22本の「人間発達と保育」、次いで「人間発達と家族・地域」、「人間発達と青年」、「高校生と教師教育」、「人間発達と中等教育」、「人間発達と児童教育」に分類出来た。教育実践は生徒の発達課題の解決や進路選択、家政教育の社会的評価を高めるなどの効果がみられ、日本における家政教育の活性化に向けて、示唆を得ることが出来た。

1. 緒言

今日、我が国では、離婚や家族の離散、家族の精神的乖離や家庭内暴力、少年高齢化や単独世帯の増加、少年犯罪の低年齢化など人間発達や家族に関わる社会問題が続出している。これらの問題に対応する専門職として、介護福祉士、社会福祉士、保育士などの福祉職がある。同職にとって、家庭生活に関わる課題を解決するために、科学的根拠に基づき、生活に関する知識・技術を習得し、それを生かした実践を行うことは重要であるといえよう。

家政学は総合的实践科学であり、その体系に基づく教育として家政教育がある。家政教育とは家庭、学校、社会等の人の一生の教育の場において、家政学にかかわる諸分野をめぐる人間の調和的発達をはかり、人間の幸福・健康に基づき、人間社会の福祉・発展に寄与するための教育のことをいう。¹⁾

近年、介護福祉士、保育士等の養成課程において、家政教育は縮小する傾向にある。その原因として、学際的科目であるため、評価が不十分であること、介護

や保育の現場に即した内容が十分検討されていないため、意義の認識が低いことなどがあげられる。

しかし、多様な生活ニーズに対応する福祉の専門職では、家政学を基盤とする実践的な家政教育が重要であると考えられる。このためには、家政教育は、多様な生活課題の解決に向けた知識や技能を習得できる教育が求められ、具体的な方策を検討する必要があるといえよう。²⁾

なお、アメリカ家族・消費者科学会 (Association of American Family and Consumer Sciences) はアメリカ家政学会 (Association of American Home Economics) として1909年に成立し、1995年に現名称に改名するなど、変化・発展を遂げながら、現在に至っている。²⁾ アメリカ家族・消費者科学会 (以下、FCS) では、FCS教育強化のための国内戦略として、1997年に「FCS教育のナショナルスタンダード」を策定し、FCS教育の統一性とその基準を整備した。また、学会では、中等教育の優れた教育プログラムを表彰するT O Y (Teacher of the Year) 制度を創設した。同

賞の取り組みには、人間発達・家族分野の実践例が多くあり、学校や地域社会において、学習発達や進路選択等における効果が検証されている。

そこで、本研究では、アメリカ家族・消費者科学会が主催する FCS Teacher of the year award に注目し、表彰された人間発達・家族分野の教育実践プログラムを分析対象として、その特徴を明らかにすることを目的とする。日本の家政教育における同分野の活性化に向けた一助としたい。

2. 研究方法

- 1) 日本の家政学・家政教育の現状と課題について、文部科学省「義務教育の改革」、『高等学校学習指導要領解説家庭編』、先行研究をもとに論点を整理する。
- 2) アメリカ家族・消費者科学会 T O Y 制度と受賞プログラム等について、前学会長マリリン・スイーク (Marilyn Swierk) 氏の講演及びヒヤリング調査、学会誌等のデータからまとめる。
- 3) アメリカ家族・消費者科学会 T O Y 制度における人間発達・家族分野の実践教育プログラムを分析する。

3. 日本の家政学・家政教育の現状と課題

1) 家政学と家政教育、家庭科教育

家政学の定義は、「人間生活における人と環境との相互作用について、人的・物的両面から研究し…」(日本家政学会, 1984)³⁾である。このような家政学にかかわる諸分野をめぐる教育が家政教育であり、家庭、学校、社会等の人の一生において、今日的課題を

総合的に検討し、現代の変化に富む社会での生活に対応する事を目的とする。大学では家政教育、高校から小学校では家庭科教育という名称が使われている。

文部科学省中央教育審議会「義務教育の改革」の序章で、「資源に恵まれない我が国は、世界最高水準の教育を目指し、人材の基盤である義務教育の質の向上に国家戦略として取り組む必要がある」⁴⁾と述べている。教育内容の改善策として、基礎的な知識・技能の育成と自ら学び考える力(探求型の教育)を総合する、体験活動の計画的・体系的推進、ニート・フリーター問題に対するキャリア教育等人材教育の強化をあげている。

これは、改訂家庭科の目標である「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させると共に、生活に必要な知識と技術を習得させる、・・・」⁵⁾と深い関係性がある。人間は生涯を通じて、家庭生活や社会生活の中で、発達していくものであり、出生から高齢期まで、様々な発達課題がある。自己実現を目指して生きていく事を支えるのが家庭科教育であり、知識や技能を探求する力と共に、実践的、体験的な活動により、将来のキャリア形成を支援するうえで、重要であるといえよう。

2) 少子高齢社会の課題と家政教育

日本の少子高齢社会における課題解決を考えるうえで、保育、介護、家族分野の重要性が認識されて久しい。著者らが行った『家政教育に関する日米比較研究—高等・中等教育機関における実態調査』においても、図1に示すように、「高等教育機関の教育で、今後、家政学が発展するために重要な領域」として、家政系、

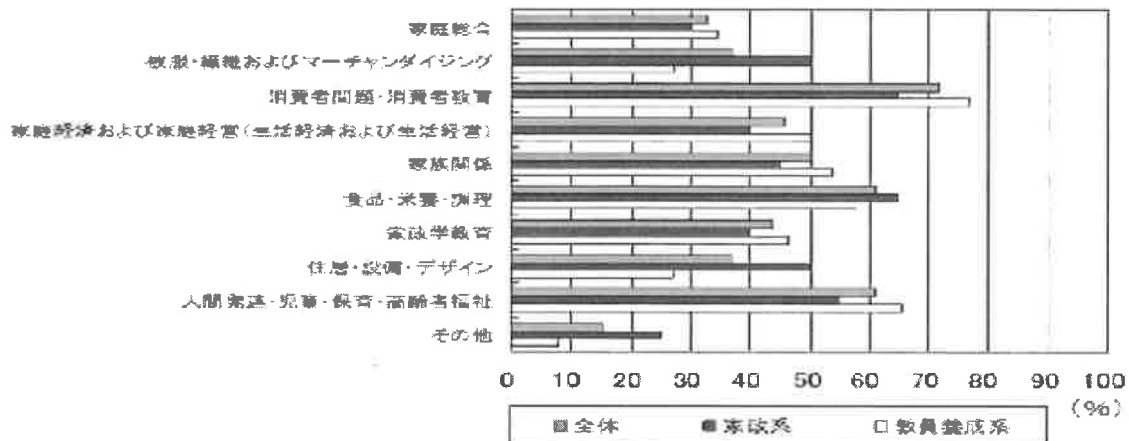


図1 家政学が発展するために最も重要な領域

出所：増田啓子他『家政教育に関する日米比較研究高等・中等教育機関における実態調査』報告書2010

教員養成系大学の教員が、「消費者問題・消費者教育」に次ぎ、「人間発達・児童・保育・高齢者福祉」と「家族関係」に対して、高い関心を持っていることが理解できる。

また、中央教育審議会が、平成12年4月に「少子化と教育について(報告)」の中で、基本的な考え方の視点として、子育てや家庭の大切さについて若い世代の理解を深めることとしている。具体的方法では、将来の親として必要な基本的な知識・技術を習得できるよう、子育ての意義やあり方、家庭を持つことの重要性について理解を深めることをあげている。高齢化問題においても、高齢者や介護に関する理解を深めることを課題としている。このような社会的状況の変化に伴い、文部科学省は高校生を対象とした「保育・介護体験」を、平成12年度より、「高校生等保育・介護体験事業調査研究」として、47都道府県に委託した。全国で高等学校282校、幼稚園141園で研究実践が実施された。このような体験・実践は、学校サイドが主導となり、家庭科などの僅かな時間を事前指導、実践にあて、地域の人的・物的資源との有機的な連携が無いままに一過性の事業として進められている事が報告されている。

4. アメリカの家政学、家政教育の現状と課題

アメリカ家族・消費者科学会(FCS)では、中等FCS教育強化のための国内戦略として、1997年に「FCS教育のナショナルスタンダード」を策定し、FCS教育に欠けていた統一性を確保した。⁶⁾「Reasoning for Action」という基準が加えられた。これは、FCSの全分野で高レベルの思考、情報伝達、リーダーシップ、管理スキルを扱うための一連の知識と能力に関する基準である。(http://www.aafcs.org/FCSstandards/参照)。16分野は以下の通りであり、各分野の内容と質に関する統一がはかることで、社会的評価を得ることが期待される。

「1.0 職業とコミュニティおよび家庭のつながり
 2.0 消費者および家庭の資源 3.0 消費者サービス
 4.0 教育と幼少期 5.0 施設、管理、保守整備
 6.0 家庭 7.0 家庭・コミュニティサービス
 8.0 食糧生産と食品サービス 9.0 食品科学・食品学・栄養学
 10.0 接客・観光・レクリエーション
 11.0 住宅供給とインテリアデザイン 12.0 人間発達
 13.0 対人関係 14.0 栄養と健康 15.0 育児

16.0 テキスタイル・ファッション・アパレル」

また、「高等学校のFCS教育強化するための地域戦略」として、スーク氏は2011年の日本での講演において、「性別に関わらず、優等生にも特殊なニーズや障害を持つ生徒にも、危機に直面している子供にも、無事に生活し、仕事で成功するために必要なスキルを、習得させていく事が重要である。FCSは選択科目であるため、生徒にとっていかに有効なのかを伝えていく必要がある。その視点は①関連性：私たちの生活の中でFCSが果たす重要な役割を実証する、②現実性：FCSが実生活に即したものであることを示す。③密着性：分野横断的な取り組みにより、FCSと数学、理科、社会、言語科目との関連性を示すことである。④採用：FCSはほとんどの州で選択科目とされているため、生徒数を増やすための取り組みが必要である。特殊ニーズを持つ生徒のためのプログラムや、高校で大学の単位を取得できるようなプログラムを導入するなど、数多くの戦略がある。」⁷⁾と述べている。

また、FCSでは「批判的に考える能力」、「問題解決能力」、「意思決定」、「ポートフォリオ評価」、「ブログ技術」、「教員とプログラムのウェブサイト」といった戦略を使ったり教えたりしていることを、社会的に認識させることも必要である。活動のための資源は行政や学校の助成金企業、地元の慈善家、コミュニティーグループ、保護者等の寄付により、確保する事を具体的に実践している。

5. アメリカの高等学校における人間発達・家族分野プログラム

1) アメリカ教員表彰プログラム：Teacher of the Year Award of Family and Consumer Sciencesにおける人間発達・家族分野プログラム

アメリカ家族・消費者科学会はアメリカ家政学会(American Home Economics Association)として1909年に成立し、1995年に現名称に改名するなど、変化・発展を遂げながら、現在に至っている。この中で、本研究の分析対象とする「FCS Teacher of the Year Award」(以下TOYとする)は中等教育における家政教育のレベルアップを促すため、同家政学会によって1974年に設立されたものである。

同賞は、①家族・消費者科学の卓越した授業を評価する②家庭および地域における生活の質改善への家族・

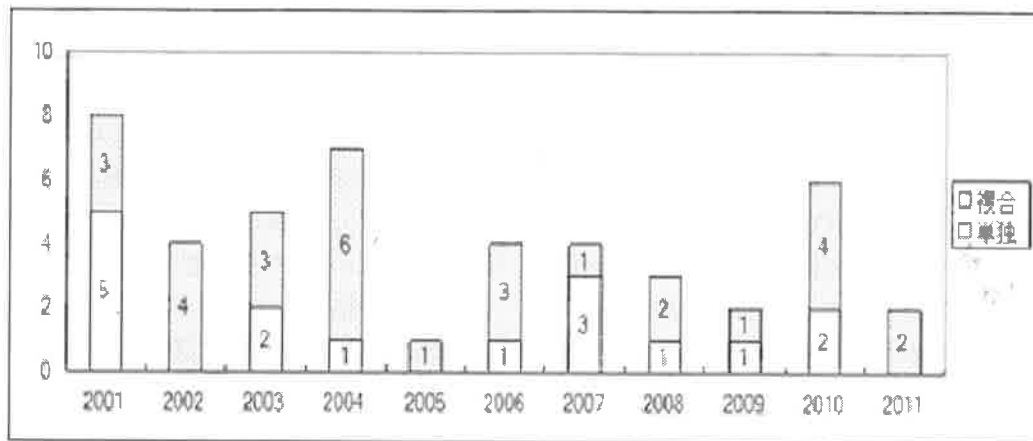


図2 人間発達・家族分野の受賞本数の年次推移 (注:複合は複数分野に関連するプログラム)

消費者科学教員の貢献を目に見えるものにする③優れた授業プログラムや取り組みを認識し、他の教員に革新的な FCS プログラムの創出を促すことの3つを目的としている。

1983年には、「キャリア意識／職能訓練」、「家庭生活／自己発達&社会性の発達」、「消費者教育／家計」、「栄養教育／食生活と健康」、「創造的領域／代替プログラム」という5つの焦点領域のどれか1つに応募するという規定が加えられ、現在も継続している。推薦されたプログラムのうち、最も優秀だったプログラム作成者は、National Teacher of the Year(以下 NTOY とする)として毎年1名選出される。NTOYは同学会の年次大会に出席し、プログラムの内容を示す資料を発表・展示し、学会から要請されたプログラムに全て参加する。加えて、受賞者はその受賞年を通して、家族・消費者科学の中等教育及び米国家族・消費者科学会に関する指定スポークスマンとしての務めを果たし、メディアからインタビューを受けプログラムの広報に務めることとなる。NTOYには家族・消費者科学会年次大会に出席し、記念品の楯と賞金25,000ドルが授与される。NTOYは、1年間のAAFCSメンバーシップ及びAAFCS年次大会の参加費用支援として最高1,000ドルまで支給されるほか、候補者全員に、年次大会出席者とのネットワーク作りと業績評価の機会が与えられる。

2) 人間発達・家族分野プログラムのデータとその特徴

分析データとする資料は、TOY Awardシステムの推進者であるスイク氏から提供していただいた。スイク氏によれば、TOY Awardシステムは前述した

とおり1974年に発足したが、学会によって正式に主催され、現在の形式に至ったのは2001年頃からであるということであった。

それまでは、候補となったプログラムのデータベースが未完であり、保存されていなかったが、過去の資料等から収集いただいたデータとともに、筆者らが学会にて入手した資料で分析を行っている。

この結果、2001年から2011年までの人間発達・家族分野プログラムのデータは合計46本あり、その推移を示したのが図2である。先に述べたアメリカFCS教育の16分野のうち、単独は1つの分野に、複合は複数の分野に関係するプログラムである。人間発達と家族は教育、育児などに関連するものが多く、同分野のプログラムのアメリカのFCS教育における、関心の高さを物語っている。人間発達・家族分野のプログラムが受賞する本数や分野別の割合は推薦プログラム全体の減少とともに、少なくなっているものの、毎年一定数選出されていることは注目される。

同表彰制度において、受賞した人間発達・家族分野のプログラム46本について、内容、目的などの特徴から整理したものが、表1-1、表1-2である。

表 1-1 人間発達・家族分野のプログラム —青年期の課題、保育に関する内容—

No	年	内容	目的	プログラム名	教師名
1	2001	人間発達と青年	課題解決法の習得	平和な次世代の創造 : Creating a New Generation of Peacemakers	Debra Lee Brodowski,CFCS
2	2001	人間発達と青年	課題解決法の習得	10代のデートDVを防ぐ: Preventing Teen Dating Violence	John King
3	2001	人間発達と青年	課題解決法の習得	明るい未来 10代の妊娠を防ぐ: Bright Futures™ Teen Pregnancy Prevention;	Jean A. Newman,CFCS
4	2003	人間発達と青年	課題解決法の習得	個人の選択: Personal Choices	Maria Bice
5	2003	人間発達と青年	生活スキルの向上	生活スキル教育の研究室: Life Ed, Modular Lab	Mary Sorenson, CFCS
6	2004	人間発達と青年	生活設計と課題解決	家族生活: Family Living	Lee Faulconbridge
7	2001	人間発達と保育	幼児保育のスキルを習得	幼児教育とサービス: Early Childhood, Education, and Services	Benice (Schuchman) Silver,
8	2001	人間発達と保育	子どもイベント企画・実践	子どものイベントサービスラーニング: The Children's Event Service-Learning Project	Ronda A. Lecompte
9	2001	人間発達と保育	親の心構え育児方法の習得	MAP - 親になる青年達を育成する : MAP - Maturing Adolescents for Parenting	Jeanne M. Pride
10	2002	人間発達と保育	育児方法の習得・進路選択の支援	10代の親のための活動プログラム: Teen Parents in Action	Beverly Card, CFCS
11	2002	人間発達と保育	幼児保育のスキルを習得	幼児発達プログラム: Early Childhood Development Program	Judy Morally
12	2002	人間発達と保育	成育環境の整備に関する技能習得	家族・消費者科学: Family and Consumer Science	Franceda Duhon Veal
13	2003	人間発達と保育	幼児保育のスキルを習得	保育の指導、管理とサービス: Child Care, Guidance, Management and Services	Mary Karlik
14	2003	人間発達と保育	幼児保育のスキルを習得	教育の基本要素: Child Care, Guidance, Management and Services	Anita Ferron
15	2005	人間発達と保育	幼児保育の技術を習得	PHS託児所: PHS Nursery School Incorporates the 3 C's: Child, Community, and Careers	Barbara J. Brunermer, CFCS
16	2006	人間発達と保育	親の心構え・育児方法の習得	親教育プログラム: No Baby Left Behind	Dorothy C. Blanton
17	2006	人間発達と保育	幼児保育の技術を習得	成功への道—高校での育児サービス: PATHWAYS TO SUCCESS	Sylvia R. Cifelli, CFCS
18	2006	人間発達と保育	幼児保育の技術を習得	児童関連クラスの率先した解決策: FCS Takes 'OFF' Limits -Proactive Solutions to Child Relations Classes	Tresea B. Maull, CFCS
19	2007	人間発達と保育	幼児教育プログラムの企画・実践	ABCブックプロジェクトFCS Takes 'OFF' Limits -Proactive Solutions to Child Relations Classes	Anita S. Dickard
20	2007	人間発達と保育	幼児保育の技術を習得	教育と幼児教育のキャリア: Education and Early Childhood Careers(EECC)	Brooke Weekes
21	2008	人間発達と保育	幼児保育のスキルを習得	幼児キャリアクラスター: Early Childhood Career Cluster	Patricia Goff
22	2008	人間発達と保育	幼児保育のスキルを習得	乳幼児実習: Infant and Toddler Practicum	Kathleen Bruen Slack
23	2008	人間発達と保育	幼児保育のスキルを習得	児童心理学: Child Psychology	Cynthia Theiss
24	2009	人間発達と保育	児童教育・幼児保育のスキルを習得	児童発達 入学前教育の実験: The Child Development Laboratory Preschool Program	Judy A. Getz
25	2010	人間発達と保育	幼児保育のスキルを習得	クーガー Cub 保育園: Cougar Cubs Preschool	Michelle Gach
26	2010	人間発達と保育	幼児保育のスキルを習得	保育所から保育園まで評判の良いプログラムの確立: From a Playschool to a Preschool: Establishing a Reputable Program	Teri K. Wilson, CFCS
27	2011	人間発達と保育	幼児保育のスキルを習得	子供たちの活動—もし本を読むなら: Children in Action: "If You Read a Child Book."	Sheree D. Rhodes
28	2011	人間発達と保育	幼児保育のスキルを習得	教育訓練協会: Education and Training Academy	Carole S. Weidman

表1-2 人間発達・家族分野のプログラム —教育、家族・地域の理解に関する内容—

No	年	内容	目的	プログラム名	教師名
29	2004	高校生と教師教育	教師の進路選択	将来の教師に焦点をあてる: Focus on Future Teachers	Katheleen H. Hendrix, CFCS
30	2004	高校生と教師教育	教師の進路選択	教育の準備: Ready Set Teach	Karen E. Anderson, CFCS
31	2007	高校生と教師教育	教員養成の準備	アラバマの教育プログラム: Teach Alabama	Frances Schofield
32	2004	人間発達と中等教育	進路選択	高校生の就学前専門プログラムの具体化: Incorporating a Developmentally Appropriate High School Vocational Preschool Program	Gail M. Dughi, CFCS
33	2010	人間発達と中等教育	FCS教育	ミドルスクールにおける試験的FACS: Exploratory FACS in the Middle School	Lorene Rexwinkle, CFCS
34	2010	人間発達と児童教育	児童教育・幼児保育のスキルを習得	準備、配置、教育: Ready, Set, Teach	Paula Summer, CFCS
35	2004	人間発達と家族	教養教育	親子2世代の識字教育: Two Generations of Literacy: Educating Parent and Child	Emily J. O'Connor
36	2009	人間発達と家族・地域	家族・地域の理解	私の遺産を祝う: Celebrating My heritage	Roxie V. Godfrey
37	2010	人間発達と家族・地域	家族・地域の理解	人間発達が多様なコミュニティに広がる: Human Development: Reaching a Diverse Community Through FACS	Marsha Chizek
38	2010	人間発達と家族・地域	人間の理解	近隣には誰がいるの?: Exploratory FACS in the Middle School	Edith I. Rohrer
39	2001	人間発達と家族・地域	家族問題の解決	家族の関係: Education and Training Academy	Mary Ellen Pluemmer
40	2001	人間発達と家族・地域	社会学と親子関係	社会学クレジットを親子コースに適用する: Applied Social Studies Credit for Parents & Children	Gail Sommerfeld, CFCS
41	2002	人間発達と家族・地域	FCS教育の生活実践	生活管理スキル: LIFE MANAGEMENT SKILLS	Pamela G. Stockett
42	2003	人間発達と家族・地域	FCS教育の生活実践	Park Place: 仮想の町で生活スキルを教える: Park Place: A Virtual Town Teaching Skills for Life	Janet Roberts
43	2004	人間発達と家族・地域	家族・地域の理解	家庭・コミュニティの実働時間: Home and Community Service Hours	Joanne M. Fitterer
44	2004	人間発達と家族・地域	家族の理解	家族の成長: Park Place: A Virtual Town Teaching Skills for Life	Judith A. Swinny, CFCS
45	2006	人間発達と家族・地域	家族・地域の理解	スターフィッシュプロジェクト: Starfish Project	Margaret E. Vos
46	2007	人間発達と家族・地域	高齢者・障害者の理解	異文化家族の問題: "Teen Issues"-Families From Different Cultures-	Beth Smith

表1-1は人間発達の視点から、青年期の課題と保育に関する内容、表1-2は教育、家族・地域の理解に関する内容について、取り組んだプログラムの目的、プログラム名、教師名のデータをまとめたものである。最多は「人間発達と保育」で22本、次いで「人間と家族・地域」が12本、「人間発達と青年」が6本、「高校生と教師教育」が4本、「人間発達と中等教育」が2本、「人間発達と児童教育」が1本であった。

「人間発達と保育」プログラムは、FCS教育で学ん

だ保育に関する知識・技術を乳幼児やその保護者を対象に、地域の保育所や保育施設、高校内の保育施設等において、専門職や教師の指導のもと、体験から学ぶプログラムであった。受賞したプログラムでは、保護者支援の方法や幼児教育のプログラム等において、特徴ある取り組みがみられた。

「人間発達と青年」では、高校生が現在から将来にかけて経験する青年期の課題として、デートDV問題、10代の男女交際、妊娠問題、親教育、子育て学生

の支援、子ども発達環境の保証などに関する内容があった。日本では、これらの課題は、高校生より大学生にみられるものが多く、大学の家政教育で取り組むことで、効果があると感じられた。

「人間発達と家族、地域」では、生徒の今後の家族に関する発達課題、地域における人間発達の課題に、家政学の点から、取り組んでいるものが多かった。多民族国家であるアメリカでは、地域の人々の多様な文化を実践から学ぶことで、理解を深めることにつながっていた。日本の少子高齢社会における課題も生徒や学生が、地域で学ぶことで、より現実感を持って、生活者の視点から理解できると感じた。

どのプログラムも日本の家政教育を活性化するうえで、参照にしたい模範的内容であった。

そこで、模範となる4本のプログラムについて、当事者の講演やインタビュー、教師、大学等のホームページから、追加調査を行った。

その概要は次の通りである。

①2008年 Marilyn Swierk 「地域への福祉サービスの働きかけ」⁸⁾

今回の調査に協力いただいた前学会長が受賞したプログラムであり、この実践は、福祉サービス学習の模範的プログラムとして、再現プログラムが、各州で数多く実施されている。教育のパートナーシップにより、生徒を地域活動に積極的に参加させる取り組みは、生徒と地域社会、労働力のニーズに対処するFCS部門のあらゆるテーマに関して実施されることに繋がった。その名称は「サービス・ラーニング」で、生徒がFCSで学んだ能力を使って、地域のニーズに対応できるよう実践能力を育成する。具体的には、生徒が養護施設や高齢者センター、フードバンク、家庭内暴力の被害女性の避難所、ホームレス施設、小学校といった様々な場所で、その入所者やプログラムの支援を行っている。それによって生徒のFCSスキルとリーダーシップ能力を強化し、FCSプログラムの認知度を社会的にも高めることができる。

②2003年 Anita Ferron 「ケアサークル・プログラム」⁹⁾

小児ガンの家族に支援や資源を提供するもので、化学療法や長期入院で感情的・身体的に疲弊している子どもたちの生活を輝かせるために、子供の病室をワンダーランドに改造する事を企画・実施する。病室のリフォームに必要な資金は慈善団体等の寄付金やバザー等の活動から調達し、病児の夢をかなえている。この

プログラムにより、生徒は個別ニーズに合った環境整備の在り方を学び、達成感を感じることで、理解を深め、技能を習得する。

③2008年 Roxie V. Godfrey 「私の遺産を祝う」¹⁰⁾

文化的にも多様な生徒に対し、生育環境や達成目標に関する格差をなくすために、世界規模で活躍している著名人の講演を聞いたり、環境など社会問題に関する会議に出席したり、生徒達の学習目標を揃えた課外活動に参加し、その成果をまとめる。この結果、生徒たちが様々な課外活動に積極的に取り組むことで、教育体験が豊かになった。さらに、このプログラムは黒人の生徒たちのカレッジへの進学率を高めることにもつながった。

④2010年 Edith I. Rohrer 「近隣には誰がいるの」¹¹⁾

退職した人達にクラスに来てもらって、生徒達に人生についてインタビューさせている。退職した人達はコンピューターや生徒が授業で学んでいることを知る機会にもなっている。この実践を通じて、生徒は、加齢と人生、高齢者について理解する機会を得て、年配の人たちと話をすることが楽しいということを知る。また、特に必要な分野として、障害者が直面している状況をシュミレーションする活動で、障害者から話を聞き、障害者と精神面の挑戦について学ぶ機会も実践している。

以上の結果より、全ての実践プログラムの詳細を明らかにすることは難しいが、参考となるものについて、さらに、調査することで、その内容や効果を具体的に理解することが出来た。

6. まとめ

アメリカの中等教育において推薦された人間発達・家族分野の実践プログラムの分析を行った結果、FCS教育の人間発達・家族分野に関するものは毎年、入賞しており、教育活動として、重要視されている事が明らかとなった。その内容をみると、アメリカと日本では実践内容の特徴に違いがみられた。アメリカでは、高校生の妊娠・出産に対応したプログラム、地域の乳幼児受入れの実践プログラムが多くみられた。日本のように見学とか、単発的な関わりのプログラムは見られなかった。このようなアメリカの実践教育は、家政教育を基盤とした優れたものであるといえよう。

一方、アメリカの人間発達・家族分野の実践を分析するうちに、他の分野と関わりながら、統合的に実践

されている取組みが多数あることが明らかとなった。なかでも、地域コミュニティとの連携を標榜する実践が多く見られた。それはナショナルスタンダードに「Career, Community & Family Connections」が第一に挙げられているように、職業教育とコミュニティや家族との協同作業がFCS教育の重要事とされているからであろう。

スウィーク氏が取り組んでいる「サービス・ラーニング」⁸⁾と呼ばれるプログラムは、学生が地域に出て行って地域貢献をしながら学ぶという実践形式で、地域で盛んに行われている。学校と地域の連携は我が国の教育の課題であり、多くの示唆を与えるものである。今後は、アメリカの実践についてさらに調査を行い、両国の違いを理解すると共に、我が国の社会的課題に対応できる人材を育成するため、人間発達・家族分野の家政教育の在り方を追及していきたい。

本研究の一部は第23回国際家政学会議(International conference of Home Economics in Melbourne in Australia2012)にて報告した。

なお、本研究は独立行政法人日本学術振興会の科学研究費(課題番号23500897「中等及び高等教育における家政教育の課題—日米比較からの考察—」平成23年度～25年度)の助成を得て実施したものである。

引用文献・資料等

- 1) 日本家政学会ホームページ：<http://www.jshe.jp/>
- 2) 鈴木真由子他7名：大学における家政教育の現状と課題——般教育として開設の可能性と教員系学部における新展開——、日本家政学会誌 Vol50.NO.4 395-405(1999)
- 3) 1) の再掲
- 4) 文部科学省ホームページ：中央教育審議会「義務教育の改革」、<http://www.mext.go.jp/>
- 5) 文部科学省：高等学校学習指導要領解説 家庭編、平成22年1月
- 6) AAFCS Home Page：National Teacher of the Year Award
<http://www.aafcs.org/Recognition/awardseven.asp#ntoy>,2012.12.10
- 7) 国際交流委員会実行委員会・アメリカ家政学研究

会：日本家政学会第64回大会／国際交流講演会講演概要 Strengthening & Sustaining Our Profession、日本家政学会国際交流委員会,2012

- 8) Marilyn Swierk：Strengthening & Sustaining our Preofession, (社)日本家政学会第64回大会国際交流講演会概要集, 2012.5.13
- 9) theday.com.Home Page：Opening Hearts to kids with Cancer with Dream Room Makeovers <http://www.theday.com./article/2012.2.13>
- 10) Roxie Godfrey, TEXAS TECH UNIVERSITY office of Provost, <http://www.depts.ttu.edu/Provost/2012>
- 11) Times-Union Home Page：Rohrer Named INAFCS Teacher of The Year, <http://www.timesunion onlien.com/2009.10.3>

参考文献

- 1) AAFCS, American Association of Family and Consumer Sciences 98th Annual Conference and Expo Conference Program, 2007
- 2) AAFCS, American Association of Family and Consumer Sciences 99th Annual Conference and Expo Conference Program, 2008
- 3) AAFCS, American Association of Family and Consumer Sciences 100 Annual Conference and Expo Conference Program, 2009
- 4) AAFCS, American Association of Family and Consumer Sciences 101st Annual Conference and Expo Conference Program, 2010
- 5) AAFCS, American Association of Family and Consumer Sciences 102nd Annual Conference and Expo Conference Program, 2011
- 6) アメリカ家政学研究会「20世紀のアメリカ家政学研究」家政教育社、平成18年

ノートテイク・スキル（要約の技術）の評価，及び 技術向上を目的とするアプリケーションソフトの開発と課題

太田晴康*¹ 森直之*¹

An Evaluation of Note-taking Skills and the Development of Application Software for
the Purpose of Technical Improvement

Haruyasu OTA Naoyuki MORI

障害学生を対象とする学習支援サービスというべき「ノートテイク」は近年，全国的な広がり
を示している。その一方で，活動に必要な技術の開発，技能評価，習熟の仕組み等については，
いずれも試行錯誤の段階，あるいは現場の工夫に委ねられているといっても過言ではない。そ
こで，本論文ではノートテイク・スキルの中核ともいえる要約文の作成に焦点をあて，その評
価方法に関し仮説的に提示すると共に，ノートテイクにおける要約文作成に必要な技術の習得
と向上を実現するアプリケーションソフトの開発に関し，その機能と成果を報告する。

キーワード：ノートテイク 要約筆記 障害 技術 評価 アプリケーションソフト

1. はじめに

本論では，障害学生を対象とする情報コミュニケーション支援方法として普及するノートテイク活動にお
ける技術を取り上げ，その整理を通じて，技術評価上の課題及び尺度に関し仮説的に提示すると共に，仮説
に基づき開発した，当該能力の向上を目的とするアプリケーションソフトの設計意図及び機能を紹介する。

日本学生支援機構によれば，平成24年度における高等教育機関に在籍する障害学生は11,768人（前年比
1,532人増）であり，支援方法としてノートテイクを提供する教育機関は290校（24.2%）に達する。[独
立行政法人日本学生支援機構 2013]

授業における音声情報の伝達を保障する手段，すな
わち講義保障にはさまざまな形態があり，ノートテ
イクに限定されない。手話通訳等，専門的な知識と技術
を習得した支援者による人的な支援，そして磁気誘導
ループを含む補聴援助システム等，機械を活用した支
援もある。また，人的な支援においても，1人の聴覚

障害学生が特定の支援方法を常に利用するわけではな
く，講義の内容によって，ときには即応性に秀でた手
話通訳を，あるいは講義に登場する多くの専門用語を
文字で入手可能な，パソコンによるノートテイクを希
望する場合もある。音声認識システムを活用して音声
を文字化する試みもすでに実用化の段階にある。現状
ではこうしたさまざまな方法が選択できないために，
代替手段として不本意な支援に依存せざるをえない状
況も現出している。しかしながら，そうした状況下で
前述の数字が示すように，ノートテイクの重要性は増
す一方といっても過言ではない。

その一方で，支援の実効性に関しては，専門用語が
頻出する講義の場ならではの課題が山積する現状があ
る。教員の発話に筆記が追いつかない，専門用語が理
解できない等の課題は，高等教育機関における支援ゆ
えの課題であろう。それらの課題は，いわば「万年」
課題として支援者及び関係者を悩ませ続けている。課
題解決のためには，高等教育機関における講義保障を

*1 静岡福祉大学
Shizuoka University of Welfare

分析し、適切な環境整備に向けて方法論を整理しなければならない。熱意のある支援者がひたすらがんばるだけでは課題は解決しないのである。

加えて、ノートテイクとはどのような方法であり、何を目的とし、何をもちて評価するかといった側面については、新しい手法だけに研究の蓄積がほとんどないといってもよい。そもそも障害福祉サービスの体系に教育機関の授業におけるノートテイクは位置づけられていない。福祉サービスとしての支援についての考え方が、サービス提供者側にも利用者側にも確立していなかったという事情がある。聴覚障害学生の求めに応じて、地域生活支援事業である要約筆記派遣や手話通訳派遣が実施されることもあるが、利用回数等は地方自治体の裁量の範囲に限定され、しかも一人の障害者が在籍中の全ての授業において、サービス利用できるわけではなく、聴覚障害以外の障害者も対象から除外されている。

したがって、ノートテイク活動に対する評価も個々の教育機関に委ねられている。また、語学通訳のような専門職活動としてノートテイク活動が位置づけられていないという事実は、未だに支援が権利性に基づいて実施されていないこと、障害者の権利擁護の視点が欠落していることをものごたる。加えて、障害学生の側から、ノートテイクの技術に対する不平や不満の声が出しにくいことは容易に想像できる。障害福祉サービスである要約筆記についても、高い満足度の背景には技術評価以外の要因が存在する。[太田晴康 2009]

したがって現在、下記の課題が存在することをまず確認しておきたい。

1. ノートテイクの目的、手段、対象が必ずしも明確ではない。
2. ノートテイクに関する技術分析及び評価手法が未確立である。
3. 技術の向上に関する研究が圧倒的に少ない。

本論はまず、ノートテイクに必要とされる技術を分類整理し、仮説的に技術評価の尺度を提示する。そして、ノートテイクの技術の核とも言える要約能力の向上を目的として開発したアプリケーションソフトを紹介する。その結果として、支援者の役割と責任範囲を明らかにし、課題解決の方向を探る。

2. ノートテイクの技術

ノートテイクを利用する学生の多くは聴覚に障害のある学生である。しかし、なかには板書が判読できぬ弱視の学生、自らノートを取ることができない肢体不自由の学生も存在する。そこで本論では、ノートテイクについて次のように定義する。

ノートテイクとは、教育機関において、教育の目標に到達する機会をすべての生徒および学生に対し保障する適切な配慮（合理的配慮）の一つであり、障害のあるなしにかかわらず、すべての生徒および学生の学習ニーズを公平に充足する支援方法の一つであり、聴覚障害をはじめとする情報弱者の立場にある生徒および学生を対象とし、授業等において音声情報を文字情報に変換しその利用者に提供するほか、障害状況に応じた工夫を通じて情報を伝達するところの、教育機関における情報アクセス権を保障する個別の対人サービスである。

ノートテイク活動では、どのような技術が発揮され、技術向上を目的としてどのような指導が効果的かといった研究成果は、支援の歴史が浅いこともあり、蓄積されているとはいいがたいものの、支援に求められる技術及び評価を明確化せずに、障害学生を対象とする支援を実施する状況は、二重の意味で問題を内包することも事実である。一つには、利用学生に対する説明責任を果たしていない。どのような技術水準の支援者が、どのような技術によって、どの程度、講義内容を提供することが可能かについて明らかではないとすれば、教育機関として就学環境を保証したことにはならない。そして、支援者に対しては、その役割と責任範囲を明確にしないまま活動を依頼することになり、善意に依存することになりかねない。仮にノートテイクによる支援を受けた授業の定期試験が実施され、授業時の情報不足が原因で利用学生が不合格となった場合、その責任は誰が負うかといった課題も未解決である。

ところで、筆者は2008年、障害福祉サービスとして位置づけられている要約筆記のニーズを分析した結果から、それらのニーズに応える技術について、下記の9つのカテゴリーに分類した。[特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会 2008] 要約筆記は、主に難聴者・中途失聴者に対して「言葉（音声）」情報を「文字」情報に変換する情報伝達手段とされているだ

けに、どのような要望が寄せられ、その要望にいかに応えるべきかという視点に基づく分析は、ノートテイクにおいても参考となる。

- (1) 発話に含まれる重要成分を優先順位に基づき抽出する技術。
- (2) 抽出した重要成分を素材とし日本語文法に基づき文章化する技術。
- (3) 過不足のない長さの文集合として再構成する技術。
- (4) 発話に含まれる重複等の類似成分を整理する技術。
- (5) 発話者の発話行為に含まれるニュアンスを表現する技術。^{注1)}
- (6) 論理的に正確な情報として提供する技術。
- (7) 発話に遅れることなく、適切なタイミングで情報を表示する技術。
- (8) 表記上の見やすさ、読みやすさ（可読性）を実現する技術。
- (9) 音声言語を、主観を交えず文字通り、筆写（transcribe）する技術。

そして、(9)の筆写する技術を求める利用者の声と、(1)～(4)の要約する技術を求める利用者の声は二律背反の関係にあり、方法論上、異なる視点とならざるをえないとした。

3. ノートテイクの評価基準

それでは、音声を文字化して伝達する支援方法に対して、どのような評価が可能か整理したい。ここでは音声言語を、主観を交えず文字通り筆写する、いわば速記技術のカテゴリーとも言える筆写技術は取り上げず、音声を聞きながら要約しつつ筆記（入力）するノートテイク活動を前提とする。もちろん全ての音声を文字化し、提供して欲しいという利用者からの声が聞かれることも事実である。全ての音声情報を提供することが物理的に困難であり、理想的にはIT技術の進歩等により教員の声が即時に字幕化することが最終目標という考え方も成立する。

しかし一方で、要約を求める声もあり、音声情報をすべて文字化しさえすれば利用者の全てのニーズが充

足するというわけではない。その評価においても、いわば「必要悪」としての要約評価ではなく、規範的な要約評価が求められる。今後、ノートテイクの活動現場に速記システムあるいは音声認識システムが導入され、発話情報のほぼ全てを提供するケースも想定される。そうであれば、果たしてそうした状況下において、要約を加えずに、ほぼ全ての音声言語を文字化した技術と、一方で、音声言語を聞きながら重要点を抽出し、要約し、表現するといった一連の技術を共通の評価基準に基づいて採点することは可能であろうか。

利用者の立場から言えば、ニーズに応えた情報にこそ価値があることは言うまでもない。したがって、要約された情報へのニーズが存在する以上、情報量の多寡にかかわらず、そこに共通する、あるいは手書きにせよ、キーボード入力にせよ、各手段に通貫するノートテイクの技術評価基準を設ける意味はある。そこで、290校の高等教育機関において、ノートテイクが活躍する現在、要約文作成作業に関し、そこに専門職としての能力を見出し、特定のニーズに応えるサービス提供につながる評価のあり方を探りたい。

なお、本論は要約できない素材は存在するか否かといった点には触れない。要約が意味をなさない素材と言い換えてもよいが、たとえば日本文学の授業においてノートテイクが俳句や和歌等の文学作品を要約することは可能であろうか。その作業にどのような意味があるのか。これも要約作業の目的と機能に深くかわる設問であり今後、整理が必要であろう。少なくとも、それらの課題解決にあたり、速記者であればどうすべきか、語学通訳の立場であればどうすべきかといった情報コミュニケーションに携わる専門職との比較、そして技術のみならず倫理的な視点からの検討が欠かせない。

さて最初に、ノートテイクに関連する活動を対象とする4つの評価基準を取り上げ、その後にノートテイク技術の評価に関する試案を提示する。第1に取り上げるのは、すでにサイト上で公表されている全国統一要約筆記者認定試験実施試験採点基準である。[特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会 2013]

*表記

- ・大きさ ・行間・字間 ・くせ ・崩れ ・誤字
- ・漢字仮名遣い ・訂正

注1) ニュアンスとは、モダリティ（話し手の判断）、フィラー（「あー」「えー」等の間投詞）をはじめとする非言語的なメッセージが含まれる発話者の意図や態度等であり、文字化が困難とされる要素を含むが、ここではニーズに基づき技術に含めた。

・記号・句読点 ・余白 ・改行

→ (パソコン要約筆記の場合は、「誤入力」「誤変換」「誤字」「漢字仮名遣い」「記号」「句読点・改行」「表出字数」)

* 内容

・要素 ・正否 ・展開 ・意図

* 文章

・一文の長さ ・主述の関係 ・未完結

* 語句

・不適切 ・誤用 ・冗長さ

「表記」とは視認性、いわば見やすさであり、「内容」とは命題を含む伝達情報と要約文体のありよう、そして「文章」は文法的に正しい日本語の形を問うている。そして「語句」は選択された個々の単語や文章に焦点を当てた評価と推察される。「表記」についてはその基準が比較的理解しやすいが、「内容」「文章」「語句」の各項目については、具体的な試験問題ごとに客観的な解答例が公開されているわけではなく、具体的に発話に含まれるどの要素を指すのか、また一文の適切な長さに関しても文字数は明らかにされていない。試験に合格するための明確な尺度が示されているわけでもない。

第2に、パソコン通訳と称するノートテイク技術の分析では、次のような項目が提示されている。[白澤麻弓, ほか 2010]ここではタイピング能力及び入力ソフト、そして2人で連係入力する方法に関する項目は除き、1人が要約しつつ入力する際に必要とされる技術、とりわけ要約作業にかかわる技術について限定して引用した。

* 優先順位の判断

・強調語句の選択的伝達 ・論理性に基づく優先順位の判断 ・話者の雰囲気や話し言葉のニュアンス
・接続詞の優先的伝達 ・全体的な意味判断

* 分割・整文

・長い文章は二つに分割 ・話者の傾向に基づき、展開を予測しながら分割入力

・接続詞の挿入

* 見やすさへの配慮

・書き言葉的な表現の選択 ・利用者の視線の動きを考慮 ・読みやすいように改行を挿入 ・資料とのつながりを考慮

* 聴覚障害への配慮

・板書中であることの表示 ・周辺状況の伝達

第3に、手話通訳活動においても技術分析、採点基準は公表されている。しかし、通訳前の起点言語から通訳後の目標言語への、異言語間における通訳活動と、同じ言語間において音声メディアを文字化するノートテイク活動とでは、分析尺度に差異が生じる。そこで、両者に共通する項目に限定し、以下抽出した。[吉川あゆみ, ほか 2010]

* 情報量

・忠実さ・話の概要を理解するのに十分な情報が伝わっている。 ・話の情報量に不足なく、話の細部が伝わる。 ・伝達されている情報に間違いやズレがない。

* 論理や態度の伝達

・句や文の区切りや接続関係が明確に捉えられる。
・議論の流れや論理展開が明確に伝わる。 ・話されている内容についての話者の態度が伝わってくる。
・話を聞くことで学問的思考(批判的思考, 創造的思考)が喚起される。

第4に、要約文の類型を取り上げ、読み手による評価との関連性について検討を加えた研究における15項目の要約文評価表を提示する。[佐久間まゆみ, 他 1996]

項目1.原文の結論の部分が書かれている。[1.結論]

項目2.原文の重要な内容が書かれている。[2.要点]

項目3.原文の具体的な事柄が書かれている。[3.具体例]

項目4.原文の内容にはない事柄が書かれている。[4.内容]

項目5.原文の内容に対する要約者の意見が書かれている。[5.意見]

項目6.原文の文章構成が活かされている。[6.構成]

項目7.要約文の、文のつながりがよい。[7.つながり]

項目8.要約文に文法的な誤りがない。[8.文法]

項目9.要約文の語句の用い方が適切である。[9.語句]

項目10.要約文の文字表記が正確である。[10.文字]

項目11.要約文の句読点表記が適切である。[11.句読点]

項目12.要約文全体のまとまりがよい。[12.まとまり]

- 項目 13.要約文が簡潔に書かれている。[13.簡潔さ]
- 項目 14.要約文が途中で終わっている。[14.未完]
- 項目 15.要約文の文字数が適切である。[15.字数]

以上，要約筆記，パソコン通訳，手話通訳，要約文作成における技術及び評価基準に関連した項目を取り上げた。いずれも実践から導き出された有効かつ有益な視点である。しかし，上記を分類整理し，統合する作業は，評価基準の背景にある諸々の変数の統制が困難であり，複雑かつ容易ではない。

また，目の前に提示された原文を一定の時間内に要約し，要約文を作成する作業と，目の前で話されている内容を即時に要約し，要約文を作成する作業とでは，分析の視点が異なる。言うまでもなく前者は国語教科など，要約文の作成能力を問う場，後者は聴覚障害を中心とする障害者に情報を伝達する要約筆記等，情報コミュニケーション支援の場にそれぞれ欠かせない作業である。いずれも作業の目的が異なることから，評価の視点は異なり，要求される技術も異なると推測される。実際，要約文の作成能力に秀でた者が，優れた要約筆記者として活躍できるとは限らない。

ところで，かつて筆者は以下の評価基準に沿って，静岡福祉大学の授業において履修学生を対象にノートテイク技術試験を実施し，その答案を採点したことがある。

(1) 内容の的確さ

- ・主題（テーマ）が明確か。
- ・発話者の伝達意図に沿った情報提供をおこなっているか。
- ・特定の重要語句を明示しているか。
- ・文と文の接続（論理）が明確か。

(2) 表示の的確さ

- ・助詞等の適切な使用を含む正しい文法を守っているか。
- ・語尾の統一等，文体が一貫しているか。
- ・句読点，とりわけ句点を適切に使用しているか。
- ・漢字を適切に使用しているか。
- ・聴取不能部分を適切に明示しているか。

(3) 読みやすい配慮

- ・一定の基準に沿った文字表記を実施しているか。
- ・簡潔に文章化しているか。
- ・発話者を明示しているか。

(4) その他

- ・フィラーと「間」を除く発話情報の 20～60%以上を文章化しているか。
- ・質疑応答時，発話から 5～10 秒以内に発話者を明示しているか。

上記の基準に沿って一定の技術評価は可能であったが，課題は，「伝達意図に沿った」「的確」「簡潔」といった評価に関連する項目が果たして客観性と公平性を担保しているかという点であった。言葉を換えて言えば，問題意識として前述したように，誰が採点しても同じ結果が出るような評価基準が成立可能かということであり，採点者の恣意性を排除すること，あるいは採点者の技術に関する理解や経験を前提としない採点が可能かということである。もちろん，どのような客観的な基準を設けたところで，結果にゆらぎが生じることは避けられない。語学通訳試験においても，細かな点数制への失望の声が存在し，経験豊富な通訳者の判断への依存といった課題があり，明確な評価手続きとして種々の概念を具体化する点において合意形成はされていないようである。(Pochhacker and Franz 2004)それでもノートテイクといった極めて定性的な評価において，公平性に基づく何らかの基準が必要であることに異論はないだろう。「定性的な変化は，癌患者の気力のように量をもって表すことは不可能である。しかし定性的な変化は，主観的で計測が困難であっても，定量的な変化と同じように現実のものであって，同じように体系的に評価すべき」[Drucker, Peter 2008]と考える。

そこで，筆者の問題意識として以下の5つの問いをあげておきたい。

(1) 評価にゆらぎが生じやすい発話，いわば生の声を素材として要約文を作成するという状況において，バイアスを最小限にとどめる評価基準は設定可能か。

(2) 評価者の間で比較的，評価点が一定の範囲内にとどまる，換言すれば誰が評価しても近似値となる評価方法は開発可能か。

(3) 全国統一試験といった状況において，効率的な採点の仕組みは開発可能か。

(4) 採点にあたり，減点の理由を受験者に対し具体的かつ客観的に説明できる，すなわち言語化可能な基準を構築することは可能か。

(5) 受験者が採点基準をもとに，高得点を目指すための学習の道筋を明確化することは可能か。

観点を変えれば、採点基準は技術の明示と、一定の手順を通じた習得及び向上の機会を示唆するものでなければならない。技術を、訓練を通じて身につけ、経験によってさらに習熟するところの製作能力のあり方とするならば、要約の技術とは一子相伝の名人芸とは異なり、一定の手順と達成目標に基づく教育プログラムを経て、その習得が期待できる能力といえることができる。

4. ノートテイク技術の評価基準試案

以上の問題意識のもと、ノートテイク・スキル(要約の技術)の採点基準を試案として提示したい。ノートテイク後の記述(筆記あるいは入力)内容に対する評価を前提とし、活動中のノートテイク者の態度等の倫理、あるいは即時性等の項目は、今回除外した。また、それ自体は評価点に加えず、減点の対象としない【評価留保項目】、ノートテイクにおいて重要な評価項目だが今回は評価不能である【評価不能項目】という2項目を採点における前提条件とした。

【ノートテイク技術の評価基準】

1. 主題：テーマを明確化しているか。テーマ提示等、「何について話しているのか」について明らかにしているか。
2. 文体：要約文のスタイル。敬体、常体は問わない。また混在している場合でも自然なリズム感を感じるなど、統一性のある文体が一貫しているか。
3. 文法：論理性の観点に基づき、品詞を適切に活用しているか。ただし、発話者の誤用は評価に影響させない。
4. 工夫：書き言葉として、情報伝達上、工夫しているか。テーマ提示文の表示や適切な係助詞の活用。箇条書き、話題転換時の補筆、プロミネンス等の処理、接続関係の明確化、メタ言語の活用等、メディア変換に伴う工夫、短文によりつづる作文能力・表現能力。なお、意味の取り違い、曖昧な表現等は本項目において減点対象とする。
5. 表記：読みやすさの観点から、下記の項目ごとに評価。

- (1)適切な様式(書体、サイズ、字数と行数)
- (2)漢字の正確さ(誤用、誤記、変換ミス含む)
- (3)仮名遣い
- (4)適切な訂正方法
- (5)効果的な句読点の活用
- (6)視認性(ノートあるいはパソコン画面上、即時に伝達可能な文章の長さ、泣き別れの防止等、見だ目の工夫)^{注2)}

6. 最低字数：原文(音声の文字化)の約20%以上(手書き筆記)、約40%以上(パソコンキーボード入力)を設定。

漢字、かな等の表記によって文字数は変動するため、要約文字数おおよそ±15%の許容範囲を設定。見出し風の極端に少ない要約文を防ぐと同時に「速く筆記(入力)する」を担保するためであり、問題ごとに設定する。

7. 要約素材：内容の伝達を実現するための「命題」を含む基本的な要素(問題作成時に指定したキーワード、意図の含有等)が含まれているか。

問題ごとにいくつかの段落(ブロック)を設定し、素材の含有の程度を評価。1段落(ブロック)ごとに採点し合計する。(注：本項目は後述する)

8. 調整点：特記事項(上記に含まれない要素に関する加点・減点)にそって調整する。

【評価留保項目】

(客観的な基準作成に関し、今後の課題としたい)

1. 要約素材(単語及び文章)の適切な言い換え等の工夫
2. 文体のゆらぎ(直接話法、間接話法)
3. 適切かつ一貫性のある優先順位に基づく、並列して発話された単語の選択と表示における工夫等
4. 意味上の揺らぎ(多義性)に配慮した工夫
5. 注釈(意味を補う必要性に応じた工夫)
6. 読み手が容易に想像できるとされるノートテイク者の誤記はその程度によって考慮する。
7. 省略可(下記の趣旨に添った省略は認める)
 - (1)発話の主体を明示する単語の省略
 - (2)発話を含む情報以外に他の媒体が存在する場合の省略(レジュメが用意されている等)

注2) なお、利用者の視認性の観点から、一つの文章の長さ(文章の冒頭から句点まで)の字数制限、あるいは全体の字数制限を設け、超えた場合は減点するといった基準を設けることも可能だが、とくにパソコンの場合はフォントの大きさと投影スクリーンの関係により、見やすさが異なることもあり、一文あたりの適切な字数は活動時の環境に依存する。

(3)二重否定の肯定表現（発話者の意図的な用法を除く）

(4)疑問符（「？」）の活用による品詞の省略

(5)一般的に理解可能な略記（「長大（長野大学）」「総理（内閣総理大臣）」等）

(6)即時の、かつ特定の重要な情報伝達に伴う省略（「質問？」「OK？」等）

8. 状況（情報環境）判断に基づく工夫（資料に記述されている、板書、看板の情報等の有無によって、あえて記述しない場合も想定される）

9. 発話者の明示（「○○／」あるいは「／」の有無）

10. 改行の頻度（1行空け、読点改行等）

11. 一つの文章の長さ、全体の文章の長さ（評価基準「5. 表記」参照）

【評価不能項目】

（ノートテイクにおいて重要な評価項目だが文字列からは評価不能）

1. 表示速度

2. 表示（表出）のタイミング（＝発話時点からの遅延時間）

3. 利用者の個別状況（障害状況等）への配慮

4. 表示文字（スクリーン、ノートテイク用紙）の見やすさに配慮した工夫（判読の程度、視認性に配慮した読点の適切さ、文字と文字あるいは分節と分節の間の空白、文字の大きさ、行替えの程度）

5. 文字種の選択（漢字のカタカナあるいはひらがな表記、略字）

6. 適切な服装

7. 私語等、筆記（入力）者の態度

8. 種々の音質（方言、なまり、不明瞭な発話等）を聞き分ける能力

9. 発話者の表記方法（今回は要約に限定した採点であり、種々の表記方法が考えられるため）

10. ローカルルール（教育機関や地域の利用ニーズに基づく独自の書式等のルール）

5. 要約文の採点例

評価における具体的な採点方法について例示する。下記の文章は問題文（発話された情報の文字化原稿＝原文）と、筆記（入力）された文字列に対する採点例である。下線部は重要語（キーワード）であり、要約

文を作成するにあたって欠かせない素材であることから「要約素材」とした。要約素材の選択は発話者がおこなった。発話者は優先順位を決定するにあたり、最優先すべき素材と優先すべき素材の2つを抽出した。前者の必ず伝達して欲しい要約素材は二重線によって示す。また、筆記（入力）が可能であれば伝達して欲しい後者の要約素材は点線で示した部分である。

それでは始めさせていただきます。私は一応、進行をつとめさせていただきます塩田町の町内会の幹事をおおせつかっております太田と申します。

さて、本日の会合のテーマですが、先日来、懸案になっていました地域でのノートテイクサークルの結成について、もう少し話を進めたいと思います。

実は、先週のことになりますが、11月9日、金曜日のことでした。塩田町のボランティアが10人いてましたかね、そう10人、とにかく集まりまして、ぜひノートテイクサークルを作りたいという要望があったんですね。

発話者が抽出した要約素材のみを抽出した文字列は以下の通りである。

始め 進行 塩田町 町内会 幹事 太田 会合
テーマ 懸案 地域 ノートテイクサークル 結成
先週 11月9日 金曜日 ボランティア 10人
集まり ノートテイクサークル 作りたい 要望

次に、発話者が抽出した全ての要約素材をつないで、原文の意味する内容に沿って作成した文章例を以下に示す。

始めたい。進行役の塩田町、町内会幹事の太田だ。会合テーマは、懸案の地域でのノートテイクサークル結成について。先週、11月9日（金）、ボランティア10人が集まり、ノートテイクサークルを作りたいと要望があった。

なお、要点を再構成するにあたって、「金曜日」を「(金)」と表現するなどなど、要約素材の一部を言い換えた。上記の文章例を、実際の要約文の評価にあたり参考文とする。

さてこの問題文を読みあげ、それを聞きながらノー

トテイクが実際にノートテイクした例を下記に掲載する。発話速度はおおよそ1分間あたり約255字であった。ちなみに字数は漢字の含有率、表記によって変動するため目安に過ぎない。

始めたい。進行役の町内会幹事の太田です。会合テーマはノートテイクサークル結成について。先週、11/9(金)、ボランティア10人がぜひノートテイクサークルをつくりたいと要望した。

上記のノートテイク文をすでに述べた「ノートテイク技術の評価基準」にそって採点する。ただし基準中、本論においては、一定の長さを有する文章を前提とする「主題」「文体」「文法」「工夫」「表記」「調整点」の項目は評価せず、上記のノートテイク文に関する要約素材の再現性についてのみ取り上げる。採点は減点

方式とし、要約素材が含まれていなければ1点ずつ減ずる。下記の表は、二重線及び点線で示した要約素材のノートテイク文における再現率「A」と、同じく、二重線で示した要約素材のみの再現率「B」を減点方式で採点した結果である。

上記「A」では、発話者が選択したすべての要約素材のうち、「塩田町」と「懸案」「集まり」が記述されていないため、「-3」点となった。しかし、発話者が優先順位の上位として選択し二重線で示した要約素材に限った「B」においては、すべての素材を網羅しているため減点ゼロとなった。

6. 三者評価

以上、ノートテイクの技術、そして評価について整理し、試案を提示した。次に、評価に際し第二の視点として、発話者・利用者・筆記(入力)者の三者の立場からの評価を提案する。要するに、ノートテイクの筆記(入力)した内容を採点するにあたり、「誰が(採点者)」「何を(要約文)」「何によって(採点基準)」評価するかという問題意識に基づく提案である。

前述の要約素材の選択では「発話者が、重要語を、発話者の判断により、発話者の考える意図に沿って優先順位を設け、抽出した」。すなわち、三者評価のうち、発話者による評価を実施した。(本論では、利用者と筆記・入力者による評価は実施していない)

音声言語を要約し、書記言語へと変換する過程では種々のバイアスが生じる。発話者であっても、「言い足りない」という表現が示すように、必ずしも意図を正確に伝達する単語、言い回しを完璧に選択可能であったというわけでもない。そもそも音韻を正確に文字化することが物理的に不可能である以上、文字へとメディア変換された媒体自体、発話情報と等価ではない。

同様に、ノートテイクあるいは聞き手の段階においてもバイアスは発生する。発話者及び発話内容の文化的背景によっても、情報の受け取り方、受け取られ方はさまざまであり、バイアスの存在は発話者、筆記(入力)者、利用者の三者に共通する。要約作業そのものがもたらすバイアスの可能性も払拭することはできない。作家の遠藤周作は、エッセイで自らの作品が使われた入試問題に対し、「作者はこの言葉で何を言おうとしているのかという問い」に対する選択肢に対して、その「すべてが正しく、一つを取り出すことは不可能」[遠藤周作 1985]と批判する。ノートテイク

	問題文	参考文	ノートテイク文	A	B
1	それでは始めさせていただきます。	始めたい。	始めたい。	0	0
2	私は一応、進行をつとめさせていただきます塩田町の町内会の幹事をおおせつっております太田と申します。	進行役の塩田町、町内会幹事の太田だ。	進行役の町内会幹事の太田です。	-1	0
3	さて、本日の会合のテーマですが、先日来、懸案になっていました地域でのノートテイクサークルの結成について、もう少し話を進めたいと思います。	会合テーマは、懸案の地域でのノートテイクサークル結成について。	会合テーマはノートテイクサークル結成について。	-1	0
4	実は、先週のことになります。11月9日、金曜日のことでした。塩田町のボランティアが10人といっていましたかね、そう10人、とにかく集まりまして、ぜひノートテイクサークルを作りたいという要望があったんですね。	先週、11月9日(金)、ボランティア10人が集まり、ノートテイクサークルを作りたいという要望があった。	先週、11/9(金)、ボランティア10人がぜひノートテイクサークルを作りたいという要望した。	-1	0
				-3	0

された結果としての文章や要約文についても同様であろう。第三者が作成した要約文は情報の媒介者の意思及び、媒介者による「発話者の意思」の推測というフィルターを通した結果であり、これを情報伝達のプロセスにおけるノイズと呼んでもよいが、何らかのバイアスが生じていることは間違いない。

その点に三者評価の意味がある。とりわけ発話者に評価への参加を認めることにより得るものは少なくない。なかには参加を拒否する、評価を拒否するケースも現出するだろう。たとえば詩の朗読を要約したので、評価して欲しいと言われ、哑然とする詩人がいるかもしれない。その場合は「N/A」（ノーアンサー）でもよい。要は、評価の偏りを防ぐため、参加する権利を認めるということである。

また、授業のノートテイクにおいて発話者の評価を加える重要性を強調しておきたい。学生に専門知識を伝達する責任はまず教員にある以上、テイカーの筆記（入力）した内容についても、障害学生に正しく伝達されたか否かについて責任を負うからである。

その一方で、教育機関において発話者が常にその意図を正確に言語化しているかどうかに関するモニタリングシステムが用意されているわけではない。手話通訳を活用した場合も同様である。もちろん学生の授業評価は多くの機関で実施されてはいるが、ノートテイクされた文章内容のチェックを教員に課している機関はそれほど多くはない。また自らの授業を振り返り、自らの意図を学生に対して十分に伝達できたと自信を持って答えることができる教員ばかりではない。そうであれば、媒介者の視点による評価にとどまらず、発話者による評価を加えることにより、バイアスは減じると推察される。

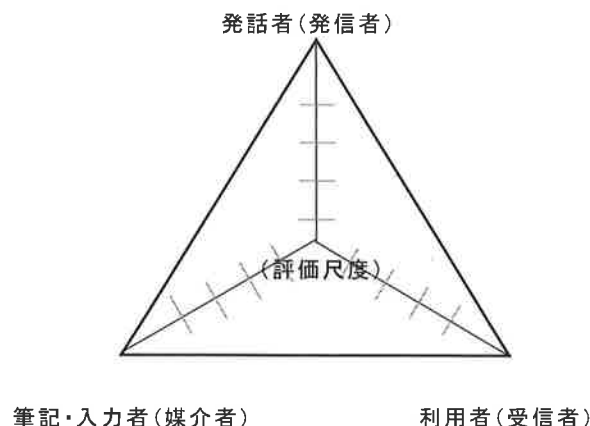
そして、さらに利用者の視点を加えることにより、各評価者の総合評価としてノートテイクされた文章の価値を位置づけたい。しばしば、聞こえない立場から、文字化された内容を評価することは困難という声が聞かれる。しかし、たとえば語学通訳にせよ、映画の字幕にせよ、日本語としての評価は利用者側が実施可能であろう。もちろん、全ての発話に適用可能というわけではなく教育機関において、伝えるべき知識内容が明確であり、活動目的と活動者の役割が明確なノートテイク活動における評価を想定している。

3番目に、筆記（入力）者、すなわちノートテイカーの立場からの自己評価である。ところで通訳活動にお

いては、起点テキストからの語彙意味論上の逸脱、脱落、根拠のない付加等に関する厳密な評価基準が求められる一方で、そもそも通訳活動では言語的等価からの何らかの逸脱が欠かせないという考え方もある [Pochhacker and Franz 2004]。通訳の機能が異言語間の橋渡しにあり、意識を認めるとすれば、必ずしも特定の名詞を辞書的に逐次置き換える必然性はない。本論は、通訳分析ではなく、その点には深く踏み込まない。しかし、発話者の音声情報を利用者に伝達する行為において、ノートテイカーの創意工夫が発揮される余地はある。要約作業においては、単に発話された音韻を筆写するのではなく、概念を統合し、新たに文章を再構成するといった作業が欠かせないからである。

要は、教育機関で授業を担う教員、教室で教員の発信する知識を伝達するノートテイカー、そしてその知識を吸収する学生の三者の協力なしに、情報コミュニケーション支援環境は実現しないということである。そうであれば、三者の視点が交差する評価軸のなかで、ノートテイクの価値を三者による評価のバランスの中に位置づける必要があるのではないか。

到達目標としてのノートテイカー像と、三者による評価尺度との関係を図示すると下記ようになる。



上図から、書かれたノートテイクに対する評価の3類型を仮説モデルとして提示することが可能である。

1番目に、発話者による評価が突出する「発話者評価突出モデル」、2番目に利用者による評価が突出する「利用者評価突出モデル」、そして3番目に筆記・入力者による評価が突出する「筆記・入力者評価突出モデル」である。「発話者評価突出モデル」は、発話者の意図を正しく、かつ最小限の的確な情報にまとめた要約文であることを当の発話者が評価し、他の二者はさほど評価していないといったモデルである。「利用者

評価突出モデル」は、読みやすさの点で高評価を得たものの、発話者と筆記・入力者は評価しない場合であり、筆記・入力者自らが高評価を与え、他の二者はさほど評価しない場合はいわば「自己満足型モデル」と換言できる。先に引用した要約筆記等の評価基準においては、話の意図が重要な伝達要素となっている。しかし、その意図は、ちょうど語学通訳において、起点言語と目標言語の間でバイアスが生じるように、筆記・入力者と発話者とでは異なるという可能性を払拭できない。利用者は、筆記(入力)された要約文という最終段階の形においてのみ、そこに明示された意図を汲み取ることになる。そうであれば、三者三様の意図が出現しても不思議ではない。その点に三者が評価する意味がある。

さて、ノートテイクにおける中核ともいえる技術は適切な要約文の作成にある。そこで、要約文の作成に関し、技術向上を目的とする練習方法を仮説的に提示したい。前述した要約筆記のニーズを分析した結果、抽出した技術に関し、9番目の技術を除き、さらに下記の3つに分類した。すでに述べたように、現実に要約筆記を利用する側の声、要望をもとに、それに応える技術を抽出・整理したものである。

(1) 発話に含まれる重要成分を優先順位に基づき抽出する技術。	話の要点をのがさず整理する技術
(4) 発話に含まれる重複等の類似成分を整理する技術。	
(2) 抽出した重要成分を素材とし日本語文法に基づき文章化する技術。	要点を再構成し素早く表現する技術
(3) 過不足のない長さの文集合として再構成する技術。	
(5) 発話者の発話行為に含まれるニュアンスを表現する技術。	
(6) 論理的に正確な情報として提供する技術。	
(7) 発話に遅れることなく、適切なタイミングで情報を表示する技術。	読みやすく表示する技術
(8) 表記上の見やすさ、読みやすさ(視認性)を実現する技術。	

そこで、上欄の「話の要点をのがさず整理する技術」及び「要点を再構成し素早く表現する技術」の2項目に焦点を当て、その技術を向上させるために有効と推測される、次のような練習プログラムを想定した。

- ① 現実に発話された内容の問題文中の重要語(=要約素材)を素早く選択する訓練プログラム。
- ② 同様に、不必要と推察される言葉を削除する訓練プログラム。
- ③ 選択した重要語を素材として簡潔な文章を作成する訓練プログラム。

すなわち「話の要点」を構成するところの重要語(=要約素材)を選び出す作業と、要約文作成に際して不必要と判断される部分を削っていく作業の2つのアプローチをくり返すことにより、要約文の骨子を削り出す感覚を身につけるわけである。そして、削り出された骨子を再構成し簡潔な文章を作成することにより要約文を作成する。上記の重要語を発見し、つなげていくという上記「①」の作業を、ここでは「茶摘み方式」と命名する。また、要約文作成においては、上記「②」に見られる、そぎ落としの作業も欠かせない。後者の作業を、ちょうど植木を剪定する、刈り込んでいく作業にたとえ、「刈り込み方式」と命名する。そこで、「茶摘み方式」と「刈り込み方式」という方法に基づき、話の要点をのがすことなく整理した上で、今度は抽出した言葉に何らかの言葉を補足することにより、要点を再構成し素早く表現するというプロセスをプログラム化し、アプリケーションソフトを開発した。この3つの作業をくり返させ、意識させることにより、ノートテイカーの要約文作成能力が向上するのではないかという仮説をたてたわけである。

7. 評価法に基づくトレーニングソフトウェア

7.1 設計要件

前述した評価手法・技術・指標を使ったトレーニングを行うためには、下記の要件を満足させるソフトウェアが必要であると考えられる。

① 一人でトレーニングできること

トレーニングを行う際には、指導者と共に行うケースのほかに、日々のスキルアップを狙った個人練習を行うケースも十分考えられる。そのため自習が可能な環境を作り上げることを要件の1つとする。

② 問題を自由に差し替えできること

実践を想定した場合，例えば大学におけるノートテイクであれば，担当教員の授業内容を例題として使いたいなどのニーズが発生することは容易に想像できる．そのため，問題の差し替えを被トレーニング者が任意で行える構造を採用しておくことを要件とする．

③ 1トレーニングあたりの問題数を設定できること

トレーニングを行うシチュエーションは，大学の授業や研修のようにある程度の時間が確保できるケースもあれば，家庭で個人トレーニングを行うようなケースもある．さらに，トレーニング課題を何度も繰り返して実施したいというケースも有りうる．これらを満足できることを要件としたい．

④ 制限時間を設定できること

ノートテイクの場合は，いわゆる国語的な文章要約と異なり，「文章全体を見渡すことができない」という時間的制約が存在する．そのため，全体を見渡したうえで時間をかけて行う要約とは異なり，時間軸を意識した要約作業を行う必要がある．これらは被トレーニング者のトレーニングレベルによって任意に変更することが想定できる．また，トレーニング初期段階では制限時間をかけずにトレーニングすることも必要となるだろう．

⑤ 結果を見ることができること

トレーニングを反復する場合，どういう傾向があるのか，レベルアップできているのかを比較することによって，よりレベル向上効果を高めることができると考える．この場合，1パソコンで複数の被トレーニング者がいることも考慮する必要がある．

⑥ 筆記者の入力手段に左右されないこと

ノートテイクの筆記メソッドを大きく分類すると，パソコン筆記型と手書き型の2つに分類される．今回のトレーニングアプリケーションでは，パソコン筆記型だけでなく，手書き型の被トレーニング者にも適用できるように構築することを要件として掲げる．

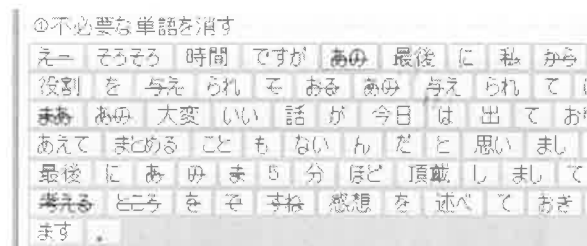
以上のようなトレーニング要件を考慮したトレーニングアプリケーションを開発した．

7.2 トレーニングフロー

トレーニングを実施する手順として，

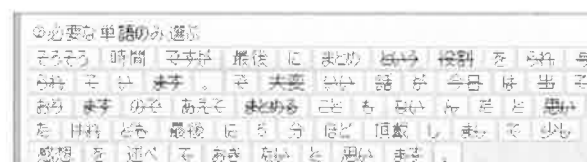
●刈り込み方式

原文の中から，文章構成上意味をなさない言葉を省く．



●茶摘み方式

ステップ1で刈り込んだ文章の中から，文章を作るうえで最低限必要な単語（要約素材）を摘み取る．



●言葉を補う

抜き出した言葉から，文章になるように言葉を補う．



この手順により，刈り込みの段階では，ケバ取りを中心とした，「未圧縮状態の文章を構成する能力」が獲得可能である．茶摘みの段階では，文章構成上重要なポイントに絞った，「重要なキーワード」を把握する力を身に着けることができる．最終段階である，言葉を補う段階で，通常のノートテイクで行われるような要約状態での文章提供能力を向上させることができると考えた．また，抜き出す方法として，発話音声と文章表示を連動させることにより，より実践に近い方法で，会話上の重要ポイントをつかむトレーニングを行うことができる仕組みを採用した．

7.3 入力手法に依存しない構成

トレーニングソフトウェアのインタフェイスは，翻訳者の専攻がパソコン・手書きに関わらず，トレーニングできることを1つの要件・目標とした．そのためには，ハードウェアとソフトウェア両側面からのアプローチが必要となる．被トレーニング者の常用入力メソッドがパソコン，あるいは手書きであることを前提

に、ハードウェアとしては、マウス、キーボード、手書きペンが両立できる構成を検討した。今日発売されている一般向けパソコンにおいては、タッチデバイスが普及しつつあるため、手書きとしてはこのデバイスをサポートすることにより両立を実現している。また、手書き入力のしやすさを検証するため、外部ディスプレイ型の手書きデバイスも利用できるように実装した。

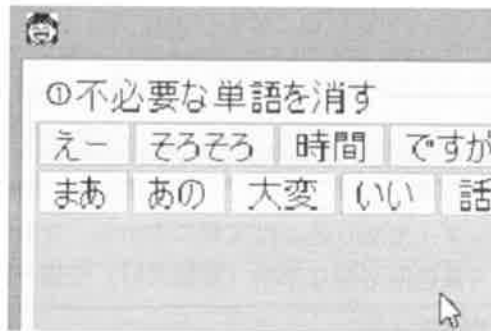


図1 単語選択画面

ソフトウェアとしては、入力になるべく依存しないトレーニングフローを採用することとしたが、前述のトレーニングフローを採用した場合には、「言葉を補う」段階で何かしらの入力手段をサポートする必要がある。この部分は、Windows™OSに内蔵されている手書き認識入力機能が使えるようにソフトウェア実装をすることで対応を実現した。

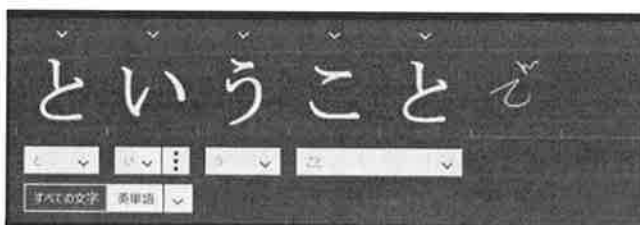


図2 手書き入力画面

7.4 問題の作成および文章の分割手段

トレーニングを行うに当たっては、設問と文章提供量、区切り方も考慮する必要がある。本実験においては、形態素解析により区切られた単語を選択可能な最小単位として分割し、提示する方法を採用した。

問題文

えー そろそろ 時間 ですが あの 最後に 私 から
 まとめ という 役割 を 与えられて おる あの
 与えられています。でまあ あの 大変 いい
 話 が 今日 は 出 て おり ます の で あ えて ま と
 め る こ と も な い ん だ と 思 い ま し た け れ
 ど も 最 後 に あ の ま 5 分 ほ ど 頂 戴 し ま し
 て 少 し あ の 考 え る と こ ろ を で す ね 感 想 を
 述 べ て お き た い と 思 い ます。

前述の「要約素材」に関し、機械的に区切ることが現段階で難しいため、予め問題作成者が文章構成や内容を読んだうえで設定する。制作段階では、設問内容に本学の授業教材や、シンポジウムの素材を用いた。この場合、文章構成にもよるが、1設問につき50個程度の単語で構成される問題となった。

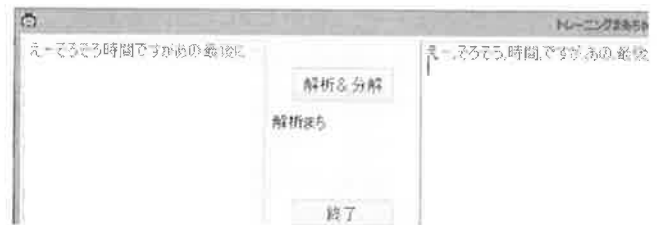


図3 問題作成画面

ソフトウェアには、図1のような作成画面を設け、トレーニングデータを自作できるようになっている。左側の枠には原文をいれる。この画面では、要約素材(実用情報単位)ごとに改行しておくこと、形態素解析システムを用いて、右枠に分割される。このデータはCSVデータとして保存され、テスト問題として読み込みが可能となる。

7.5 音声との連携方法

トレーニングを実施する際に、音声との連動をどう図るべきかを検討した。ノートテイクを行う作業者が原文を取得する手段は主に音声である。しかしながら、トレーニングの初期段階で入力作業を採用した場合、音声の聞き取りや入力技能など、複数のトレーニング課題が重なり合い、純粋な要約トレーニングとなりえない。トレーニング効果を高めるためには、それぞれの課題に特化した手法を採用する必要がある。従って、今回は「入力を必要とせず、音声で連動できる方法」を検討した。前述トレーニングフローにおいて、刈り

込み、もしくは茶摘みで音声を利用する方法を検討した結果、刈り込みで音声を用いた場合、通常「耳で聞いた音声から必要なものを拾い出す」動作と、「不要な単語をそぎ落とす」動作という、相反する動作をこなすことになり、トレーニング段階で混乱をきたす事が分かった。そのため、今回は茶摘みの段階で音声を利用し、「必要なものを拾い出す動作」で耳と手の動きを統一させることにより、動作に一貫性を持たせ、トレーニングしやすい環境を作ることとした。

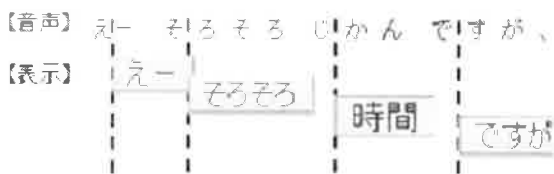


図4 音声連携状況

音声の同期に関しては、前述の単語分割単位ごとに、音声位置情報を付加した。音声の状況次第では、音声認識などの技術を用いれば自動化が可能と考えるが、音声との確実な連携を実現するため、现阶段では人間が聞き取り、位置情報（タイムスタンプ）を打ち込む方法を採用している。

0	1	2	3	4	5
えー	そろそろ	時間	ですが	あの	最後に
500	1000	1300	2000	2200	2300
					2400
					2500
					2700
					3200
					4000

図5 タイムスタンプ付加データ

7.6 トレーニングソフトウェアの設計

前述した要件、項目を網羅したトレーニングアプリケーションを開発した。ソフトウェアは手書き入力に対応するため、初期段階では画面の上部3分の1程度を占有する構成をとった。ただし、手書きデバイスによっては全画面表示設定を採用しても問題ないケースもあるため、図7のように利用者ニーズに合わせて拡大できるように設計した。



図6 起動画面

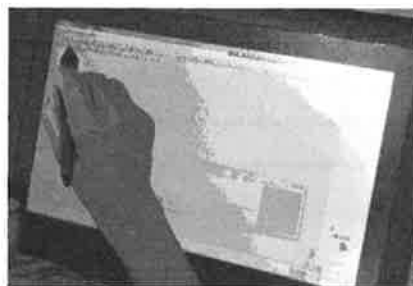


図7 手書き併用状況

トレーニングソフトウェアのインターフェイスは、通訳者の選択がパソコン・手書きに関わらず、トレーニングが行えるよう、かつ複雑な操作手段が極力要らないよう、簡素なボタン操作を基本としている。特にパソコンに不慣れな被トレーニング者においても、ボタンであればタッチペン操作（ペンで押すだけ）でトレーニングの進行が可能となる。

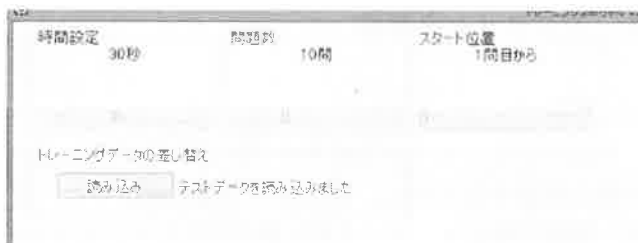


図8 設定画面

トレーニング画面に行く前に、問題設定が可能なコンフィグレーション画面を実装した。なお、設問をランダムに表示させると、要約素材の前後関係が成り立たなくなり、トレーニング効果の減少が見込まれるため、問題は必ず問題作成時の順番で表示されるようにした。背反として、同じ問題ばかりトレーニングを繰り返すことになってしまうため、スタート位置の設定画面も併せて実装した。また、トレーニングデータもこの時点で差し替えができる。

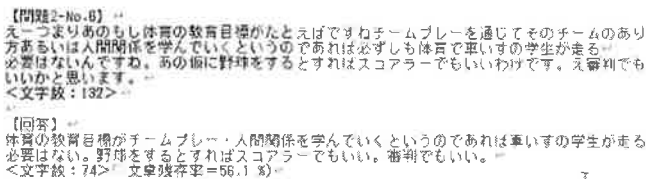


図9 ログ画面

実際にトレーニングした結果は、ログ画面として残る。この結果には、文字数および文章残存率が表示され、被トレーニング者が読み返し、チェック・反省す

ることが可能である。



図10 トレーニング終了画面

トレーニングが終わると、ログと同等の画面が表示され、被トレーニング者が結果を確認することができ、また、この他の機能として、実用情報単位ごとに被トレーニング者が選択した単語と予め設定しておいた正答情報を比較し、望みの回答を得られたか、あるいは毎回選択を誤る部分はどこかなどを分析することが可能となっている。

8. モニタリング結果

8.1 方法

今回のトレーニング方法およびアプリケーションの効果を確認するために、次のような検証を試みた。なお、執筆の時点で、データのn数が不足しているため、今回は被験者のアンケートから得られた感想に基づき、トレーニングの感触と傾向に関する報告にとどめる。

<モニタリング条件>

- ・検証参加人数 3名
- ・入力メソッド 被験者A：手書き、被験者B・C：PC
- ・ノートテイク 3名とも経験あり
- ・問題内容 シンポジウム音源を使用
- ・時間制限 あり(30秒)
- ・問題設定 10問

<方法>

被験者が普段ノートテイクにおいて利用しているパーソナルコンピュータに今回開発したアプリケーションを導入し、実際にトレーニングを実施した。その後、結果に関する聞き取りを実施した。

8.2 回答例

以下に、トレーニング時における被験者の回答例を示す。「刈り込み→茶摘み→補う」の3段階を経るこ

とによって、最終的に問題文から要約文が作成されたことが分かる。

問題文	回答文
えー、最近のですね、社会福祉に関する制度改革についてもですね、ソーシャルワーカーの重要性というものを再認識させるということが、あ、言えるかと思います。ま、その、えー、ソーシャルワーカーの高度化が求められているわけです。	社会福祉に関する制度改革の重要性を再認識ソーシャルワーカーの高度化が求められている
はい、えー、それでは始めます。お、今日は少ないね。えー、今日は最後ですね。えー、皆さん、資料取りましたか？資料がA3で2枚あります。さて、今日はですね、えー、パワーポイントではなく、教科書にそって説明していきます。	始めます今日は最後。資料取りましたか？A3で2枚。パワーポイントではなく教科書で説明。

8.3 被験者の感想

トレーニングを実施した結果、下記のような被トレーニング者の感想を得た。

【全員から得られた感想】

- 要約技術が向上する感じがした。
- 繰り返し実施できるため、やりやすい。
- 時間制限があることで、実際のノートテイクに近い演習ができると感じた。

【個別の感想】

- 要約技術が向上すると感じた。
- ゲーム感覚で実施でき、楽しみを覚えた。
- 結果を見返すことができ、反省がしっかりできた。
- 手書きでもタッチペンであれば実習しやすい。
- 時間制限はステップごとではなく、全体時間で管理したほうが行きやすいと思う。
- 「刈り込み→茶摘み→補う」の3段階ではなく、「茶摘み→補う」の2段階でも充分ではないか。
- 文字の選択がマウスとタッチペンでは異なるので、手先がぶれると選択が反映されない点が使いにくい。
- 選択・非選択が見えにくい。

●画面で元に戻れないのが使いにくい。

（注：○=肯定的意見，●否定的意見）

9. 最後に

被験者の感想から、本トレーニングステップ、アプリケーションの効果が期待できる。アプリケーションの否定意見に関しては、主にアプリケーションUIに関するものであり、手書きとパソコン利用者が同じソフトウェア環境で実施するためには、さらなるブラッシュアップが必要ということが明らかとなった。特に、タッチペンとマウスでは、ペンずれや押すときの位置ずれなど、操作特性上の違いがあるため、UI側の工夫（例えば、押すエリアを大きくとる、ボタン間の隙間を大きくとる、等）により改善されよう。また、トレーニングの入力結果は実践を繰り返していく毎に一定の文章に定まっていく傾向も見られたが、これは「トレーニングシステムへの慣れ」による効果と、「トレーニングステップ」から得られる思考パターンの向上、要約スキルの向上が原因と推察される。筆者らはこの結果を基に、今後、本トレーニング手段の実践回数を増やし、検証を実施していく予定である。

さて、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」[外務省 2013]において「合理的配慮」が定義され、文部科学省に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」[文部科学省 2013]が設置されるなど、近年、大学における情報保障の環境構築、質の向上、サステナビリティの確保など、大学が果たすべき責任は大きい。こうした環境の変化は今後、さらに進むことが予測される。今回、筆者らが提示したアプローチにより、ノートテイク・スキル（要約の技術）の育成に関する技術、およびトレーニングアプリケーションの基本要件が明らかになった。今後、これらの方法を広く展開できるように開発を進め、大学などにおける情報保障の環境改善等に向けた準備を進めたいと考える。

謝辞 本論文における研究は科研費研究基盤B(21330143)の助成を受け、進めたものである。また、検証にあたっては多くの学生ならびにノートテイクに協力頂いた。ここに感謝申し上げる。

10. 文献目録

- Drucker, , Peter. The Five Most Important Questions. Jossey-Bass, 2008.
- Pochhacker, and Franz. *Introducing Interpreting Studies*(通訳学入門). Translated by 鳥飼 玖美子. Taylor & Francis Group, 2004.
- 遠藤周作. お茶を飲みながら. 集英社, 1985.
- 外務省. “障害者の権利に関する条約.” 外務省. 2013年3月6日.
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html [アクセス日: 2013年9月30日].
- 吉川あゆみ, 松崎丈, 白澤麻弓, , ほか. “大学院における手話通訳評価項目の試案作成.” 第48回日本特殊教育学会, 2010年9月18日.
- 佐久間まゆみ, , 他. “要約文の表現類型と評価方法.” 平成6年度～平成8年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書, 1996.
- 太田晴康. “中途失聴・難聴者のニーズと情報コミュニケーション支援.” 著: 静岡福祉大学紀要5号. 焼津市: 静岡福祉大学, 2009.
- 特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会. “2012年度全国統一要約筆記者認定試験実施結.” 特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会. 2013年9月6日.
<http://www.normanet.ne.jp/~zenyoken/2012sikenkekka.html> [アクセス日: 2013年9月23日].
- “中途失聴・難聴者等聴覚障害者のコミュニケーションに関する現状把握調査・研究事業報告書.” 特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会. 2008年3月. <http://www.normanet.ne.jp/~zenyoken/pdf/report7.pdf> [アクセス日: 2013年9月23日].
- 独立行政法人日本学生支援機構. “『平成24年度(2012年度)大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』.” 平成24年度(2012年度)障害のある学生の修学支援に関する実態調査. 2013年3月15日.
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/documents/report_2012.pdf [アクセス日: 2013年9月27日].

白澤麻弓, 中島亜希子, 吉川あゆみ, , ほか. “パソコン文字通訳における連係入力のプロセス分析.”

著: 通訳翻訳研究 (10), 21-37. 日本通訳翻訳学会, 2010.

文部科学省. “障がいのある学生の修学支援に関する検討会.” 文部科学省. 2013年5月9日.

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/shugaku/index.htm [アクセス日: 2013年9月30日].

眼のストレッチとマッサージが疲労回復におよぼす効果

野坂 俊弥

Soothing Effects of Acute Stretching and Massage Treatment on Eyestrain

Toshiya NOSAKA

キーワード：ストレッチ、マッサージ、フリッカー、疲労、眼

A. 背景

疲労感や心身の不調を示す高校生は少なくなく、その割合は増大していることはよく知られている（小倉ら 1987、小牧ら 1995）。そのような自律神経性の不定愁訴は、生活習慣とのかかわりが深いことが古くから多くの研究で明らかにされている（黒須ら 1981、門田ら 1987、高倉ら 1994 1996）。そのため、慢性の不定愁訴を低減させるためには、生活習慣の改善が有効である。しかし、眼の疲れのような一過性の疲労については、その予防法や対処法については、一般的な情報は多いものの、根拠のある報告は必ずしも多くない。

いっぽう、一過性の目の疲れの連続は病的な眼精疲労との関連が深い。眼精疲労のように疾病が発症すれば加療の必要性が出てくるが、比較的軽微な目の疲れ程度では医療機関への受診行動をとる高校生は多くないことが考えられる。そのような軽い程度の自覚症状であっても、日常生活に対する悪影響は少なくないことが想定できるだろう。

そのようなことから、比較的軽微な一過性の目の疲れのような症状であっても、それを予防軽減するような根拠について検討することには意義があると思われる。そこでわれわれは、オープンキャンパスに参加した高校生の疲労の程度と、眼のストレッチおよび眼の周辺のマッサージを行うことにより、フリッカー値を指標にした疲労の軽減について検討する機会を得たので、その成績を報告する。

B. 方法

1. 対象者

2012年10月7日日曜日に開催された静岡福祉大学

（以下本学）オープンキャンパスにおける模擬授業「疲れ具合を測ってみよう-マッサージとストレッチでリフレッシュ-」に参加した高等学校生徒14人を対象とした。

その模擬授業は11時30分から12時までの30分間開催し、参加者全員から本研究への協力が得られた。後述するフリッカー値の測定に先立ち、求める個人情報、性、年齢およびフリッカー値の3つであること、フリッカーの測定は非侵襲的で痛みや不快感はほとんど伴わないこと、測定後においても本研究への協力を自由に中断できること、協力の可否によって入学試験結果への影響も含めいかなる損害も被る可能性がないことを模擬授業の冒頭において説明し理解を得た。

当日同時に開催された模擬授業は全部で4講座あり、オープンキャンパス当日の朝9時30分からの受付時に配付した資料および数日前から本学のインターネットホームページ上に模擬授業のタイトルを表記することにより、参加者の勧誘を行った。

2. 測定

疲労の指標としてフリッカー値を疲労測定器（フリッカー値測定器Ⅱ型：竹井機器工業社製）を用いて下降法により測定した。すなわち、対象者は一人ずつ順番に、椅座位の状態にて測定器ののぞき窓から機械内のライトを凝視して準備した。測定開始時におけるライトのフリッカー値（ちらつきの頻度）は60 ff/sec (ff:flicker frequency)とし、対象者が握りボタンスイッチを押すことによってフリッカー値を徐々に低減させた。ボタンを押している間はフリッカー値が低減を継続し、ちらつきが視認できた時点で対象者はスイッチ

を離すことによってフリッカー値の低減を停止させ、その時点の値を対象者と験者で確認し、成績として採用した。

模擬授業の開始直後に測定の意義と方法について説明した後、介入前の測定を行い、後述のストレッチとマッサージの介入を行った後に再度測定を行った。

3. 介入

以下に示す眼球運動を伴うストレッチと眼周辺のマッサージを、対象者に対して一斉に行わせた。なお、その介入時間はおおむね15分間であり、対象者の前で験者が示範と示説を行った。

① ストレッチ

- ・眼球を上下左右の可動域限界に回転させ、各5秒間ずつ維持した。
- ・両眼球を左可動域限界に回転させ、5秒間維持した後、左眼のみを右可動域限界に移動させ(いわゆる寄り目の状態)、引き続き右眼球を右可動域限界に回転させ5秒間維持した。この一連の動きは「目玉のバトンタッチ」と呼称し、右から左への逆の動きも行った。
- ・視野の限界に沿って眼球をゆっくり(約4秒/回転)回転させ、時計回りおよび反時計回りにそれぞれ5回転ずつ行った。

② マッサージ

- ・第一指でまぶたの上のくぼみを5秒間圧迫後脱力するというサイクルを両眼同時に5回繰り返した。
- ・第二三四指の3指を揃えてまぶたの下のかぼみにあて、5秒間圧迫後脱力するというサイクルを両眼同時に5回繰り返した。
- ・手掌下部を頬にあて、毎秒一回転程度の速度で圧迫を伴った回転運動を両側同時に10回転行い、反対方向にも同様に10回転行った。
- ・第一指をこめかみに当て、圧迫を加えながら小さな回転運動を約10秒両側同時に行った。

4. 統計処理

得られたフリッカー値のデータは、ストレッチとマッサージの介入前後の各時点において平均値と標準偏差を求めた。介入前後の値の比較にはWilcoxonの符号付順位検定を行い、有意水準は危険率5%未満に設定した。

C. 結果

模擬授業に参加した14人の高校生(女性9名、男性5名)の協力が得られた。彼らの年齢は 17.4 ± 0.8 歳(平均±標準偏差;以下同じ)であり、全員が静岡県内の高等学校に所属していた。

ストレッチとマッサージを用いた介入前における対象者のフリッカー値は 33.5 ± 6.9 ff/secであり、介入後は 37.6 ± 6.7 ff/secに統計学的に有意な増大を示した(図1)。

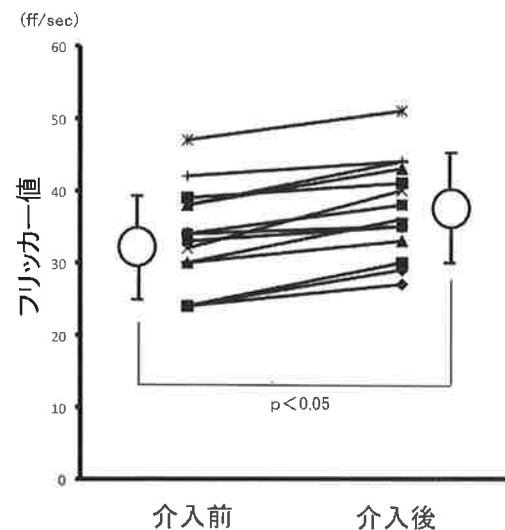


図1. ストレッチとマッサージの介入前後におけるフリッカー値の変化

中央のシンボルは対象者の個別データを、左右の丸は平均値を、その上下の線は標準偏差をそれぞれ示す。

介入前後におけるフリッカー値を個別に観察すると、対象者全ての数値が上昇しており、その程度は1~8ff/secに分布していた。なお、対象者の年齢および両時点におけるフリッカー値に性差はなかったため、本稿におけるすべての検討には男女を含んだデータを供した。

D. 考察

本学オープンキャンパスに参加した高校生14人を対象に、模擬授業で眼球運動を伴うストレッチおよび眼周辺のマッサージを各自で行わせたところ、疲労の指標として測定したフリッカー値が全例において上昇し、その変化の程度は統計学的に有意であった。フリッカー値は疲労の程度を示す基準として汎用されていることから、本研究の結果は、眼およびその周辺のストレッチおよびマッサージは一過性の疲労回復に効果的である可能性を示していることが考えられる。

フリッカー値は点滅光の点滅の閾値であり、本研究で用いた下降法では測定開始時の光は対象者にとって連続光で、得られた値は点滅が視認できる最高値を示す。この値は中枢神経系の疲労を示す尺度として古くから用いられており、その低下は覚醒水準の減衰に起因する知覚機能の低下を反映し、視覚系を含む知覚連合皮質における視覚情報処理能力の減衰を表していると考えられている(Lange 1958、橋本 1963)。眼精疲労などを含めそのような目の周辺の疲労がストレッチやマッサージの実施により疲労の程度が低減することを示す情報は多いものの、そのメカニズムは未明である。

疲労の程度を評価する基準にはいくつかあるが、中でもフリッカー値は、1回の測定時間が2～3分程度で比較短く、被測定者は光を見つめながらボタンを押すだけという非侵襲的で簡便な方法である。今回測定を行った模擬授業は、30分という短い時間内に完結する必要があり、対象者も初めて参加・測定するだけでなく参加人数が予め把握できなかった。そのため、疲労の指標には利便性が高いという特長を持つフリッカー値をわれわれは採用した。実際に、測定は円滑に実施することが可能であり、その測定機構や意義は高校生に理解しやすいものであった。

一般的にストレッチやマッサージが眼周辺の血流速度が上昇することにより効果が期待されることが示されているが、血流の動態が本研究で用いたフリッカー値に及ぼす影響については明らかになっていない(菅原ら 2006)。

ストレッチやマッサージが骨格筋の血流に影響することを示す報告は多い(木村ら 1996、小宮ら 1992、大森ら 2010)。そのような報告の一部においては、ストレッチやマッサージといった手技が稼働筋の血流速度を上昇させ、その結果運動機能を向上させることが示されている。しかしながら、眼球のストレッチや眼周辺のマッサージが眼部の血流速度を亢進することを示す成績は見られない。また、前述のように眼部の血流の変化がフリッカー値に与える影響についても明らかではない。そのため、本研究において実施したストレッチおよびマッサージがフリッカー値の有意な上昇を引き起こすメカニズムはわからない。

本研究は、本学オープンキャンパスのプログラムの一つとして開講した模擬授業において実施したことから対照群を設定することは現実的に困難であった。そ

のため、フリッカー値の上昇がストレッチやマッサージによってのみもたらされたか否か明確に判断することはできない。しかしながら、その模擬授業終了後に験者以外の担当者が行ったアンケート結果を参考にすると、対象者14名中11名が「面白かった」と回答しており、残りの3名は無回答であった。また、その模擬授業内容を理解した程度を問う設問においては、対象者14名中10名が「理解できた」と回答しており、「少し理解できた」と回答したものが1名であり、3名が無回答であった。

それらの設問はそれぞれ4段階のリッカートスケールから回答が選択されており、第1問の模擬授業の内容の「おもしろさ」を問う設問においては、「つまらなかった」、「ややつまらなかった」、「ややおもしろかった」、および「おもしろかった」の4段階が、第2問の内容の「理解度」を問う設問においては、「難しかった」、「やや難しかった」、「少し理解できた」、および「理解できた」の4段階が設定されていた。そのアンケートは無記名で回答を求めているが、受験予定者が回答する上では、好意的に回答する可能性があることは否定できない。そのようなバイアスの影響は否定できないものの、大半の対象者である高校生が面白くなおかつ理解ができる内容であったことがうかがえる。したがって、本研究で行った模擬授業の内容は、今後本学の広報や高校生の興味・効用に有用である可能性が考えられる。

今後は、ストレッチやマッサージの疲労に及ぼす生理学的な効用や、血流およびフリッカー値との関連性についてさらなる検討が望まれる。

E. まとめ

眼およびその周辺のストレッチおよびマッサージは、高校生の疲労の程度を軽減する可能性が示された。今後は、ストレッチやマッサージによる血流量の変化など、その可能性のメカニズムに寄与するような検討が望まれる。

文献

橋本邦衛：Flicker 値の生理学的意味と測定上の諸問題．Flicker Test の理論と実際，産業医学，5(9)：563-578，1963。

堀田法子, 古田真司, 村松常司, 松井利幸 : 中学生・高校生の自律神経性愁訴と生活習慣との関連について, 学校保健研究 43(1) : 73-82, 2001

木村直人, 岩根久夫, 勝村俊仁, 下光輝一, & 浜岡隆文 : ストレッチングの実施時間の相異が前腕骨格筋の血行動態に及ぼす影響. 体力・栄養免疫学雑誌, 6, 137-144.1996

小牧元, 前田基成, 久保千春: 中学校・高等学高における生徒の心身の健康状況-養護教諭に対する調査から-, 思春期学, 13 : 297-303, 1995

小宮秀明、墨野倉康宏、石山博之：筋収縮時および収縮後の前腕血流速度におよぼすマッサージの影響. 宇都宮大学教養部研究報告, 25:115-130, 1992

黒須洋子, 小倉学: 中学生の心身の健康に関する要因の研究(前編)第2報 学校差・学年差を中心に, 健康教室, 32(3) : 53-60, 1981

Lange H. De. : Research into the Dynamic Nature of the Human Fovea Cortex Systems with Intermittent and Modulated Light. I. Attenuation Characteristics with White and Colored Light. Journal of the Optical Society of America. 48(11): 777-784.1958.

門田新一郎, 奥田久徳, 平岡幸夫: 中学生の生活管理に関する研究(第2報)一疲労自覚症状と体力および生活行動との関連について-, 日本公衛誌, 34:652-659, 1987

小倉学: 子どもの心身の健康-その心理・社会的要因, ころの科学, 11:37-43, 1987

大森美美子, 奥山静代, 村岡慈歩, 森曜生, 鈴木早紀子, 水村真由美, 加賀谷淳子 : 最大位までの多段階ストレッチングが筋の循環に与える影響. 脈管学: 日本脈管学会機関誌: The Journal of Japanese College of Angiology, 50(4), 483-488. 2010

菅原拓哉, 降旗建治 : フリッカー値のロジスティック関数による評価, 電子情報通信学会技術研究報告.

MBE, ME とバイオサイバネティックス, 106.253:37-40, 2006

高倉実: 中学生の蓄積的疲労徴候と生活の質, 生活株式の関連について, 民族衛生, 60:3-11, 1994

高倉実, 曙原盛遣, 新屋信雄, 平良一彦, 三輪一義: 高校生の抑うつ症状と健康習慣との関連性について, 学校保健研究, 38:335-345, 1996

高倉実, 平良一彦, 新屋信雄, 三輪二義: 高校生のうつ症状の実態と人口統計学的変数との関係, 日本公衛誌, 43: 615-623, 1996

“脱施設”思想の系譜 病院・施設をめぐる言説・文献をとおして

西尾 敦史

The Genealogy of "Deinstitutionalization": As Expressed
in Literature on Institutions and Hospitals

Atsushi NISHIO

要 約

近年の福祉政策は、欧米を中心に「脱施設」が進行している。わが国においては全面的な「脱施設」とはやや異なり、「地域包括ケア」や「地域生活移行」の政策として取り組まれている。こうした「脱施設」政策の根底にある思想の系譜をたどることを目的として病院・施設に関する言説・文献を取り上げ分析を行った。

施設が宗教的施設（慈善的→治療型）、拘束的施設という系譜を経て、近代には監獄と区別がつけにくい自由度の低い施設が広がる。その背景には、社会防衛思想があり、ゴッフマンが「全制的施設」としたような隔離収容型の、しかも大型の施設が主流を占めるようになる。その非人間的ケアへの抵抗や否定から「脱施設」思想が生まれ、欧米においては政策としても「脱施設」が進展することになる。

わが国では、施設も在宅もサービスの多様な選択肢として、その質を向上させる方向性がとられている。その相違の背景には、(1) 大規模隔離収容施設の不在、(2) 日本の「家」制度、(3) 「施設化」と「脱施設化」の並行があり、それがわが国において、急進的な「脱施設」ではなく、地域包括ケアや地域生活移行などの表現での、包括的な政策が合意される背景となっていることが示唆された。

キーワード：脱施設、全制的施設、アジール、社会防衛思想、地域包括ケア

Key Words : deinstitutionalization, total institution, asylum, social defense thought, comprehensive community care

Abstract

In recent years, social policy in nearly all European countries and the United States has favored "deinstitutionalization". In Japan, however, the government promotes a more moderate version of this policy, embracing ideals such as, "comprehensive community care" and "transition to community living."

This paper aims to analyze some of the fundamental thinking that underlies "deinstitutionalization" and its expression in literature and discourse about institutions and hospitals.

Today's institutions developed from religious homes for the sick and the poor; these were primarily charitable intentions with, therapeutic intentions as the secondary priority. These were later transformed into prison-like institutions, which spread across Europe in modern times and prohibited inmates from choosing their own activities. Moreover, social defense theory formed the basis of these huge, confining, and isolating institutions, which were called "total institutions" by E. Goffman and which gradually became the mainstreaming means of treating mental disorders and the disabled.

After World War II, as the dehumanizing nature of the treatments in these institutions were criticized and fiercely resisted by inmates and citizens, public opinion swung back toward favoring "deinstitutionalization", which was put into practice as public policy in European countries and the United States. In Japan, on the other hand, the response to this shift in public opinion was to improve the quality of social services including those of institutions and home care services, both of which still seen as positive choices.

This study clarifies the differences between Japan and Europe that enabled this discrepancy in their responses, including 1) the absence of huge isolating institutions in Japan, 2) the predominance of the feudalistic family system in Japan prior to World War II, 3) the progress made in Japan in the practice of both "institutionalization" and "deinstitutionalization". These characteristics influenced the Japanese policy and encouraged a more moderate, reforming, and comprehensive "community care system" approach.

はじめに

地域包括ケアシステムは、「要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供」¹⁾されるしくみであり、近年の高齢者ケアのめざすべき方向性として広く了解されている。「住み慣れた地域で」という言葉には、言外に「施設ではなく」ということが表現されている。2006年の介護保険制度改正に大きな影響を与えた報告書「2015年の高齢者介護」には、「介護が必要になった時、様々な事情から、住み慣れた自宅を離れ、家族や友人たちとも別れて、遠く離れた施設へと移る高齢者も多い。そのような人たちは、これまでの人生で培ってきた人間関係をいったん失い、新しい環境の中で再び築くことを強いられることになる」²⁾と「施設」を否定的に捉え、自分らしい暮らしを継続できる場として「自宅」「地域」が強く意識され志向されている。

「施設福祉から在宅福祉、そして地域福祉へ」は社会福祉サービスの主要なステージの転換の表現としてよく使われてきたが、実際には量的に施設が減少し、在宅に転換してきているとは言いがたい。2011年においても、障害のある人の中で、およそ54万人が施設に入所し、また病院に長期入院をしている³⁾。介護保険制度においては、施設サービスを利用している要介護高齢者は、2012年で約86万人に達しているが、制度スタート時の2000年には約62万人であったから、施設利用者は確実に増えてきている。介護保険制度の運用において、「総量規制」という、グループホームを含む居住型施設の利用者数を全体の37%以下に抑える政策誘導が行われてきたが、要介護高齢者の着実な増加もあり、施設自体は決して少なくなっておらず、施設入所を希望する待機者が42万人ともいわれている。需要の上でも施設志向はなくなっていない。

一方で、より自宅に近い生活を実現するための、施設と在宅の中間的なサービス資源も作られてきている。障害者のグループホーム・ケアホームの利用者数は、障害者自立支援法施行前の2005(平成17)年度の3.4万人から2012年で8.1万人と着実に増加している。介護保険制度上のグループホームは、2000年には利用者がわずかに千人に満たなかったのに対して、2012年には17万5千人と飛躍的に増加している。

こうしたわが国における「地域包括ケア」(高齢者福祉)、「地域生活移行」(障害者福祉)、あるいは「施

設の小規模化、家庭的養護」(児童養護)等の展開は、世界的な「脱施設」「施設解体」の動向と深く関連している。

「脱施設」は、英語では“deinstitutionalization”と表現される。“de”には否定の意があり、施設が孕む逆機能を問題視し、施設の存在自体を否定する考え方といえる。

スウェーデンでは1994年の「一定の機能的な障害のある人々に対する援助とサービスに関する法律」(LSS)の施行と前後して、知的障害者の大規模入所施設の解体をはじめ、1999年12月31日には、法の定めによりすべての入所施設が解体している⁴⁾。スウェーデンには障害者の入所施設はすでに存在しないのである。

国連が定め2007年に発効した障害者権利条約の第19条には「居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること」を義務付けており、この権利条約に関連した調査報告書には、「施設とは、知的障害があるとレッテルを貼られた人々が、孤立させられ、隔離され、さらに／あるいは集められている場所である。施設とは、自分の生活の管理や日々の意思決定ができず、あるいはそれらが許されない場所である」(カナダ地域生活協会)⁵⁾としているが、こうした反施設主義の背景には、大規模で閉鎖的な施設の隔離収容主義、非人間的なケア実態への嫌悪や反感が見てとれる。

日本の現状からすれば「脱施設」は極端な政策のように見えるし、脱施設・施設解体は進んでいない。欧米の脱施設政策の広がりからは、日本の入所施設・病院の多さがむしろ異様に見えるし、緩慢で、熱意がなく遅れているという印象を与えてもいる。こうした福祉サービスの提供ステージの違い、わが国と欧米諸国の「施設化」と「脱施設化」の様相の相違がどこにあるのか、という問いが本稿の問題意識としてある。

1 研究目的と研究方法

(1) 研究目的

本稿は、こうした社会的な福祉ケアの提供ステージとしての施設(病院)がつくられ、また施設中心の考え方から脱施設に向かう思想の系譜を概観し、施設(病院)化あるいは脱施設(病院)化の思想の出現とその現象、価値、理念、それを推し進めてきた社会文化的背景を明らかにすることを目的としている。また、日本と欧米諸国の社会福祉政策の違いとして表れてい

るものが、社会文化的背景にあるのか、あるいは発展の時間的(歴史的)段階の違いにあるのかについて一定の示唆を得たいと考えている。

(2) 研究方法

研究方法については、まず、施設(病院)に関する文献・先行研究により、施設(病院)に関する記述、その言説についての変遷(変容)を概観する。その上で、脱施設に影響を与えているいくつかの概念や論考に焦点をあてる。それらの考究の成果を手がかりとして、施設(病院)の歴史的な存在形態の類型化を試み、その仮説的な類型を分析枠組みとして設定することによって、施設化と脱施設化思想の起源と内容を掘り下げる。それらの比較研究によってわが国と欧米諸国の施設化および脱施設化の現実の様相、さらにはその根底にある思想および政策動向について分析を行う方法をとる。

(3) 本稿における「施設」の定義

ここまで本稿の対象を漠然と「施設」ないし「病院」と表現してきたが、本論考の分析上の定義を行っておきたい。

わが国の現行の社会福祉施設について、厚生労働省は「お年寄り、子どもや障害のある方々に福祉サービスを提供する施設であり、これらの方々が自立してその能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的として」⁶⁾いる施設としている。対象としては、生活保護法第38条に基づく救護施設等の保護施設、児童福祉法第7条に基づく知的障害児施設等の児童福祉施設、障害者自立支援法第5条に基づく障害福祉施設などの種別があり、全体としては、社会福祉法の第2条に規定する社会福祉事業を提供する施設と位置づけている。

一方で「病院」は、疾病や疾患に対し医療を提供し、病人を収容する施設のことである。日本では医療法上、一定規模(患者20人)以上の医療機関を病院といい、それ以下の小規模のものは診療所としている。医師や看護師などの専門職が従事する、国家が介在するシステムとしての医療を提供する施設ということが出来る。このように今日の日本においては、病院と施設の区分は明確になっているものの、その実態となると「社会的入院」という言葉があるように「病院」が「施設」の機能を代替していたり、「療養病床」のように、医療保険適用型と介護保険適用型が並存しているものもある。施設の収容定員を「〇〇床」とベッド数で表現

することは高齢者施設の場合は一般的であるが、これはやはり医療モデル、病院から施設が派生した影響の名残りと考えられる。

社会福祉施設も病院も、いずれも近代化以降、国家の介在による法制化によって制度化され、専門分化したもので、当然その定義も法制度的な根拠により定められる。近代以前にも、「施設」「病院」は存在し、今日の「施設」「病院」の起源もたどることができ、そこには時間的な連続性がある。しかし、近代以前に遡れば、病院も施設も明確な区別、線引きをすることが難しくなる。

よく言われるように、“hospital”という英語は「傷病者や病人の収容施設」という意味合いの言葉で、“hotel”とか“hospitality”あるいは“hospice”(ホスピス)などと語源は同じである。“hospital”が老人ホーム、養老院、孤児院の意味でも使われており、施設と病院との明確な線引きは、語源的にも見当たらない。

そこで本稿においては、それらを含む表現としての“institution”を考察の対象とし、その訳語としての「施設」をあてる。“institution”は、辞書によれば、社会的・教育的事業などのための会、協会、学会、団体を意味し、その建物、会館、さらには(養老院・孤児院などの)施設のことであり、こうした歴史的概念として「施設」と総称し使用することにしたい。また、現在の法的な(社会福祉)施設には、通所施設があり、セトルメントを起源とするような地域支援型の施設も含まれている。しかし本稿においては、利用者の生活のすべてがそこで過ごされる入所施設の意味合いで「施設」とし、分析の対象とする。

2 施設の歴史的系譜

まず、施設の歴史的系譜を概観しておきたい。

(1) 欧米における施設の歴史

ヨーロッパではキリスト教の影響により古くから慈善事業が行われ、信仰に基づく施設が存在した。教会の宿泊所や修道院が設置され、老・病・貧・孤児・寡婦・聖地巡礼者・逃亡農奴・天災疫病や民族移動による戦争等による犠牲者の保護や医療も行われる。7世紀頃には宿泊所のほか病者のための病院・児童養育院・養老院などの施設もみられるようになる。また、宿泊所はその後、独立した救貧院として収容施設の形態を

とるようになる。

12世紀になると、フランスの南仏でモンペリエのグイドオが近代的病院の先駆けである聖隷病院をつくり13世紀にはヨーロッパ全土に1万9千を超える病院ができ、病院施設が発達した、16世紀になるとルネサンスや宗教改革により、修道院付属病院が滅亡し、都市に立地する都市病院が誕生している⁷⁾。

現在の社会福祉施設の原型は、イギリスの救貧院といえる。救貧院(alms house)はヨーロッパのキリスト教に基づく制度のひとつであり、「アルムス」(alms)とは、貧困者を助けるために寄せられる献金や奉仕のことである。イギリスでは、10世紀頃から救貧院が存在し、高齢で、困窮した人々に住居を提供していた。

やはり「救貧院」と訳される「ワークハウス」(workhouse)も同様の性格をもっていた。失業者は「怠け者」(idle man)とみなされ、施設に入れ、強制労働をさせる、刑務所と同様のものではあった。近世のイギリスでは、刑務所と救貧院はほとんど見分けがつかず、「監獄」、「懲治院」、「ワークハウス」、「アームズハウス(養老院)」は、だいたい似たようなものであったという⁸⁾。

チャールズ・ディケンズの小説に「オリバー・ツイスト」(Oliver Twist)がある。古典として読み継がれ、2度にわたって映画化されている。1838年に刊行されているが、当時のイギリスの新救貧法に対する批判が根底にあり、救貧院(ワークハウス)の過酷な労働状態、生活状態が描写され、告発されている。ワークハウスでは当初、老幼、障がい・疾病を問わない混合収容の時代があり、必要に応じて内部区分が行われるようになったが、こうした分類収容により施設の専門分化が始まり、専門的な処遇や教育が生まれたという側面ももっている。

知的障害者に対しては、中部フランスで知的障害者とされた野生児(アヴェロンの野生児)の教育の結果、知的障害処遇の関心が高まり、知的障害児の施設がつけられたが、本格的な施設化は19世紀に入ってからである⁹⁾。そのほか、ウェストミンスター病院(1719)、イギリス政府によるダブリンの棄児救済による感化院・棄子養育院(1702-1704)等においても知的障害者に対する処遇が行われた¹⁰⁾。

児童に対してはイギリスでトーマス・バーナード博士が1866年にロンドンで孤児の救済のために自宅を開

放して「バーナードホーム」と名づけ数人の少年たちを受け入れたのが始まりだといわれている。

このように宗教的動機が契機となって施設がつくられ、近代に入ってから「施設」は「監獄」とも区別がつかない状態となり、さらに19世紀後半から1960年代までの隔離収容主義の大型施設建設の時代へと変化することになる。

(2) 日本における施設の歴史

日本における社会福祉施設のルーツを求めるとき、聖徳太子が593(推古天皇元)年に四天王寺四箇院を建立し、貧窮者、病者を救済した例をあげることが多い。四箇院とは、薬草植栽・薬物施与をする施薬院、貧・窮・孤・独で扶養者のないものを救済する悲田院、無縁病者の養育を行う療病院、そして、戒律道場としての敬田院である。仏教的慈善の活動としては、行基(668~749)が餓死・逃亡者の保護救済を行う布施屋を設置している。

近世に入ると、幕藩体制(江戸時代)において、1642(寛永19)年に飢餓があった際、江戸幕府は、江戸市中に仮屋を設けて、窮民に粥を施し救済を行っている。1657(明暦3)年の大火の時も賑救廠(しんきゅうしょう)を府内6か所に設け、被災者の救済を行っている。また、刑の執行まで拘禁する施設として溜などがあり、無宿者、刑余者らの更生授産の施設として人足寄場等があった。また、救療施設としては「養生所」がある。「赤ひげ」で有名な小石川の養生所は、1722(享保7)年、徳川吉宗が小石川薬園内に設置した、無料の医療を提供する貧民救済施設として機能した¹¹⁾。

1874(明治7)年には、恤救規則が制定され、政府による公的救済が始まったが、血縁的な助け合いを基本にした残余的な制度であり、本格的な貧困救済は、1929(昭和4)年の救護法まで待たなければならない。

明治維新以降つくられた慈善救済施設には、身寄りのない子ども、老人、路上生活者や障害者などを救済する日本で最初の公立施設、東京養育院がある。このほかの施設は、キリスト教や仏教関係者によって設立されるケースが多かった。カトリック系施設としては横浜のカトリック修道女らによる慈仁堂、長崎では岩永マキ、ド・ロ神父らによる浦上養育園、プロテスタント系では、石井十次の岡山孤児院などがあげられる¹²⁾。

明治の代表的な民間社会福祉施設といえる岡山孤児院は、一時期1,200人を超える児童を収容した大規模施設であったが、運営方針にバーナード孤児院の方針を取り入れ、孤児10人程度を小塾舎、小寮舎に分けて、その家庭に一人の保母をおく。日曜日の行動などは各家庭の個性を尊重し、軍隊的な画一性を取り除こうとしたといわれる。

不良少年の保護施設・感化院もつくられるようになる。留岡幸助は1899(明治32)年、東京に家庭学校(1899)をつくり、1914(大正3)年には、北海道にも家庭学校を設立した。1900(明治33)年3月には「感化法」が制定されるが、明治期に法律で規定された救済施設は感化院だけである。その背景として、不良少年の増加をふせぐための治安維持的側面が強かった¹⁶⁾。

保育施設としては二葉幼稚園(1900年)が設立され、盲人教育では、1880(明治13)年に楽善会が設立した訓盲院がある。知的障害児施設では滝乃川学園などがある。また最初に「養老院」という名称がつけられる聖ヒルダ養老院が1895(明治28)年に創立されている。

このように、まだ公的制度が確立していない戦前の施設は、民間の慈善事業家たちが必要に応じて自由に創設していたが、救済型施設と拘束型施設が混在、併存していたといえる¹⁷⁾。

(3) アジールとしての施設～精神病院の起源

救済施設の流れとはやや異なる系譜をもつ精神病院の起源を「アジール」という概念を用いて考察した精神科医・小俣和一郎の研究がある。

アジールは、「隠れ家」を意味するギリシャ語、アスーロス(asulos)に由来するが、そこから、避難場所、待避所、安全地帯、救護所、収容施設などの意味が派生した。アジールは元来、何らかの理由でそこへ入る人間を匿って保護するという精神をもった場所または施設であり、通常は人目につかない場所にひっそりと存在するものと考えられる。ヨーロッパでは、19世紀に入ると一部の精神病院が実際にアジールの名称をもって現れてくる¹⁸⁾。

歴史学者の網野善彦は、日本においても歴史的にアジールとしての場所が古くから存在していたという。本来は「不入の地」として神聖な性格をもつ山林、寺社、墓地、河原などであり、そこでは一般の世俗的権力が及ばない無主・無縁の原理が支配しており、そこ

へ逃げ込んだものは、世俗世界での罪、税、地位、争いごとなどから解放され自由になることができる。こうした「無縁の場」は、世俗世界からの逃亡者や離脱者の集まる場所となり、門前市、縁切り寺、自治都市などの形態をもって歴史に登場する。これらが位置する場所の特徴から、網野は悲田院などの病院的施設も同じく無縁の場であるとしている。しかし、法治国家などの圧迫によって次第に衰退し、アジールも縮小・消滅していくことになる¹⁹⁾。

その歴史の変遷はヘンズラーによれば、1) 聖的・呪術的な段階から、2) 功利的段階、3) 退化・終末の段階に区分できるが、これを日本史にあてはめると、1) が古代から中世前期まで、2) は鎌倉後期頃から戦国期、3) が近世以降に相当するという¹⁷⁾。

歴史的に精神病院をたどれば、文化・社会の規範からの逸脱と考えられる「狂気」をもつ人が一般社会から無縁の側へ排除されるが、狂気が「宗教的病い」と考えられてきたこととも関連し、その受け入れ先としての収容施設もおのずとアジールの性格を帯びることになる。

小俣によれば、精神病院のもっとも古い第一の類型は「密教系水治療施設」であるが、京都の岩倉病院に代表される。その起源は、平安期(10世紀)の天台密教寺院「岩倉大運寺」に求められ、飲水・灌漑などの「水による治療」が行われていた。

第二の類型は、「漢方治療型浄土真宗寺院」で、水治療型寺院よりもやや遅れて、およそ南北朝期から室町初期にかけて現れる。水治療型寺院の多くが山岳部と平野部のほぼ接点に見出されるのに対して、浄土真宗寺院はいずれも都市近郊の平野部(当時の主要幹線道路沿い)に位置している。

第三の類型は、もっぱら読経(唱題)によって精神病の治療を行う「読経治療型寺院」(日蓮宗系)である。呪術的色彩の濃いものから、脱魔術的・経験論的なものへの移行が見られる。

江戸期には、大阪と江戸に、漢方医による精神病専門の私的診療施設(今日の個人立有床診療所に相当)が誕生する(第四類型)。宗教的、商業的、拘束的のいずれのアジールの性格ももたない、専門の治療施設である¹⁸⁾。

江戸期に現れる拘禁的施設、寄場・徒刑場などは、「終末的アジール」にあたるが、施設の分類では、「拘束的アジール」と呼ぶほうが適切であるという。

施設が自然発生的に成立するというよりも、特定の個人あるいは集団を、権力の側から意図的に囲い込み拘束しようとの目的のうえに成立しているためである。そこでは、かつての宗教的アジールに認められた宗教性は衰退して、自由性に代わって拘束性が増大している。

第五の類型は、「獄舎由来の精神病院」施設である。監獄や徒刑場などの拘禁的施設を起源とする精神病院は、ヨーロッパでは一七世紀フランスの Hospital general をはじめ、一八世紀ドイツの各地に設けられた徒刑場 (Zuchthaus) に由来する施設がよく知られている。

小俣は、わが国においては明治初期に登場する「東京府仮癲狂院」が唯一拘禁的施設に該当すると考えているが、わずかに1施設であり、日本ではヨーロッパほどには、獄舎由来の拘束的アジールが発達しなかったと考えられる。このように施設の性格をアジールととらえることで、施設のもつ歴史的な性格と変遷のある側面を理解することが可能になると思われる。

(4) 戦後の施設化と社会防衛思想

わが国の戦後の施設は、社会福祉六法等に基づき、国民の福祉ニーズの拡大とともに、1960年代の高度経済成長期の好調な財政状況を背景に整備・拡充が図られる。そこには社会防衛的な目的も働いていた。

昭和31年版の厚生白書はつぎのように書いている。

「精神薄弱児の数は、全国約九七万人と推定されているが、これらの児童はそのまま放置しておけば非社会的あるいは反社会的行動をとるようになりがちであり、反面、その大多数は、もし適切な保護指導または教育の機会が与えられれば、将来社会の一員として自活・自立することが期待できるのである。ところが、現在公私立合計八ヶ所の精神薄弱児施設に収容保護されている者は、昭和三〇年一二月末現在において四、二八一名、(略)したがって、精神薄弱児の大部分はまだ社会的に等閑視され、家庭においても適切な保護を与えられていない状態である。」¹⁹⁾

社会的に危険な存在であるから、不足している施設を増やす必要があると読めるが、厚生白書に社会防衛的な意図が露わに記されても違和感を抱かない時代があったといえる。

戦後の精神障害者に対する処遇は、精神衛生法から現在の精神保健福祉法の変遷の中に端的に現れる。そ

こには、社会防衛的動機と人権尊重の間を揺れ動く政策のゆらぎを見ることができる。

精神衛生法は、1950(昭和25)年に制定された。新憲法の下で、人権を尊重し、適切な医療と保護の機会を提供するため、1) 私宅監置を廃止し、2) 精神病院の設置を都道府県に義務付ける内容であった。

1965(昭和40)年の精神衛生法改正は、医療の充実・強化と同時に、通報、入院制度(緊急措置入院の新設)、保健所を精神保健の第一線機関とすること等社会防衛的側面が強化されている。この前年に起きたライシャワー事件(1964年3月)が影響している。事件についてマスコミは一貫して精神病患者を危険な存在として報道した。また、医師などの数を一般病院の3分の1でよいとする精神科の医療法特例により、この後、1965(昭和40)年に17万床、1975(昭和50)年には28万床まで整備され、精神病院が一挙に増えることになる。

1982(昭和62)年には、この法は「精神保健法」と改称された。「精神保健」は、精神障害の予防と治療をおもな目的とし、発生予防、早期発見、再発予防、リハビリテーションを含み、さらに積極的なメンタルヘルスの保持、向上を含む広い概念である。

その後、入院患者の人権を擁護する入院制度の改正が行われた背景には、「宇都宮病院事件」の影響があった。1984(昭和59)年3月、栃木県内の精神病院・宇都宮病院で看護助手らによって入院患者に行なわれた暴力行為と患者の死亡事件をきっかけに、国内外から日本の精神医療の問題が取り上げられ、法改正へとつながったのである。

1993(平成5)年には障害者基本法が成立し、精神障害者が基本法の対象として明確に位置づけられ、1995(平成7)年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(通称、精神保健福祉法)に改正され、福祉が法の枠組みの中に組み込まれた。

近年の精神病床数は全国35万床であり、大きな変化はなく、入院患者数は2011年に30万7千人とゆるやかに減少しているものの依然として高い割合であることには変わりはない。先進国では群を抜いて多く、平均在院日数も300日以上と欧米の14~20日とは比較にならないくらいに長い。こうした状況にも、社会防衛的な施設として精神病院が果たしてきた役割がある。

また、社会福祉施設について、社会福祉関係の法律には、戦後長く「収容」という用語が使用されてきた。

「収容」という言葉の主体は、福祉サービスの利用者ではなく、収容する側、行政あるいは施設側である。

老人福祉法、身体障害者福祉法の用語が「収容」から「入所」に改められたのは、1986年の「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」の際であり、厚生省の「社会福祉基礎構造改革について」(社会福祉事業法等改正法案大綱骨子)には、社会福祉(事業)法と生活保護法の中の、「収容」を「入所」に改める等用語の見直しを行うこと、が挙げられているので、1990年代までは「収容」が使われていたことがわかる。

このように、わが国においては、1960年代以降、施設の拡充が図られたが、その背景には国民ニーズの増大とともに、社会防衛的側面があったことも見逃すことができない。

3 脱施設の思想史

第二次世界大戦後、欧米では施設における劣悪な処遇を告発し、脱施設に向かう契機となるいくつかの重要な思想が登場するが、それらを概観する。

(1) ノーマライゼーション

代表的な脱施設思想として「ノーマライゼーション」(normalization)を挙げることに異論はないだろう。障害のある人一人ひとりの人権を認め、取り巻いている環境を変えることによって、生活状況を障害のない人の生活と可能なかぎり同じにして、「共に生きる社会」を実現しようとする理念である。

デンマークのバンク・ミケルセン (Bank-Mikkelsen) は、知的障害者親の会に協力し、施設を地域につくり、小規模にし、また教育を受ける権利を求める親たちの要望書に「ノーマライゼーション」の概念を盛り込んだ。デンマーク社会省に知的障害者に関する福祉政策委員会が設置され、1959年にノーマライゼーションの理念を盛り込んだ新しい法律が制定されることとなったことで広く知られるようになった。

スウェーデンのニリエ (Bengt Nirje) はバンク・ミケルセンが言語化した北欧生まれの概念や実践を理論化し、ノーマライゼーションの基本的原理として提示、ノーマルな日々及び1週間・1年間のリズムが保たれること、一生涯を通じての通常な発達機会の保障、自己決定の尊重、男女両性のある世界で暮らすこと、正常な経済生活・住環境水準の保障等の8つの側面に

まとめている。

その原理は、施設での生活を前提とした上で、施設の小規模化と生活の諸条件(QOL)の改善を目指したものであり、当初から「脱施設」が目指されたわけではない。しかし、後には自立生活運動の流れも受けて、脱施設を志向するようになる²⁰⁾。日本にノーマライゼーションの理念が紹介され、普及するのは、1981年の国際障害者年まで待たなければならないが、この時期はわが国においては、むしろ施設が作られていく時期と重なり、非人間的な集団処遇を改善し、より人間的なあたり前の生活を施設においても実現しようとする、施設の縮小や小規模化、地域移行を促す理念として浸透することになる。

しかし、ニリエは1998年の来日の際、日本の施設状況について以下のように発言している²¹⁾。

「2000年以降、スウェーデンで障害者の入所施設は存在しない。これはスウェーデンだけの動きではなく、スカンディナビア、カナダ、イギリスでも同じである。」
「各国では施設は減り、グループホームが増えている。」
「1995年に策定された障害者プランなど、日本の状況を聞いて驚いている。現在の日本では約10万人の障害者が施設で生活しており、施設の規模が巨大ではないにしても、2002年にはさらに12万人に増えるという。」
「私は、日本において今後も施設が増えていくというのは、やはりおかしいのではと考える。少なくとも、施設が2万人でグループホームが12万人になるべきであろう。」

ニリエの目からは、日本の脱施設の動きはあまりに緩慢に見えたようだ。

(2) ゴッフマンの「アサイラム」

アメリカの脱施設の動きに最も大きな影響を与えたのが、社会学者アーヴィン・ゴッフマンが書いた『アサイラム——施設被収容者の日常世界』である。発行された1961年当時は、アメリカの精神医療の転換期であり、増加の一途をたどっていた精神病院の入院患者数が1955年にはピークに達している。ゴッフマンの調査の舞台は1950年代の巨大な州立精神病院であるが、彼は七千人の患者たちが作り出す社会的世界を知るために、参与観察という方法をとる。すなわち、体育指導主任の助手という立場で、Tシャツ、ジーンズ、バ

スケッチ・シューズという服装で、患者たちと一緒に生活をしたのだが、それは入院患者（被収容者）の目線で、彼らの生活や規範を感じとるためである。

『アサイラム』は、精神病院の患者に対してなされるさまざまな「剥奪」とそれに対する「抵抗」の過程を、被収容者である「精神病患者の側の視点」から捉えている。

ゴッフマンは「アサイラム」(asylum) (アジールと同義で、収容所、養老院、孤児院、精神病院などを含む) という施設に対して「全制的施設」(total institution) という概念を与えている。それを「多数の類似の境遇にある個々人が一緒に、相当期間にわたって包括社会から遮断されて、閉鎖的で形式的に管理された日常生活を送る居住と仕事の場所」²²⁾ と定義した。

全制的施設には 1)一定の能力を欠き無害と感ぜられる人びとを世話するための収容所 (障害者施設など)、2)自分の身の回りの世話ができず、自己の意思とは関係なく社会に脅威をあたえと感ぜられている人びとのための収容所 (精神病院など)、3)社会に意図的に危害を加える人びとから社会を守るための収容所 (刑務所など)、4)仕事を効果的に遂行するための収容所 (兵舎など)、5)世間からの隠棲のための施設 (修道院など) の5類型を想定している。

全制的施設における生活の特徴は、1)生活の全局面が同一の場所で同一の権威に従って送られる、2)構成員の日常活動の各局面が同じ扱いを受け、同じことを一緒にするように要求されている多くの他人の面前で進行する、3)毎日の活動の全局面が整然と計画され、一つの活動はあらかじめ決められた時間に次の活動に移る、という3つの点である²³⁾。

このような一般社会から隔離された施設に収容される生活を送ることの問題点は「ホスピタリズム」(hospitalism) ないし「インスティテューショナリズム」(institutionalism) と表現されるが、施設や病院の生活に過剰に適応してしまうと、一般社会に適応できなくなること、外界と隔絶された施設において長期被収容者が示す自主性の欠落、社会現象への興味喪失等の諸特徴を問題にした。

患者の世界に入り込んだゴッフマンの観察と独自の分析は興味深い。

患者の自己変容 (アイデンティティ変容) を達成するために、全制的施設は、被収容者に対して「自己の無力化」(mortification) をおこなうが、それは「剥

奪」(deprivation) を通して達成される。

剥奪には 1) それまでの日常生活における「役割の剥奪」(「患者」という役割が与えられる)、2) 団体生活による「パーソナルなテリトリーの剥奪」、3) 「情報の聖域 (プライバシー) の剥奪」(話したくない不本意な過去のことであったとしても、治療のため、第三者に話すことをうながされる)、4) 「アイデンティティのための用具一式(identity kit)の剥奪」(服装や髪型など「自分らしさ」を表現する用具一式、身の回りの品物に制限が加えられ、自分という感覚を維持するのが困難になる) などの種類がある。本来ならば他者の視線を遮断したところで行われる食事、排泄、入浴といった身体管理は、他者の介助に任されたり、監視下に置かれ、個人の固有性を担保する社会的役割の剥奪にまでおよぶ²⁴⁾。

こうした「無力化」に対抗して被収容者が採用する方法として、「第一次的調整」と「第二次的調整」がある。「第一次的調整」は、被収容者が施設の規範に協調的に生きることを意味する。さらに、患者は「第二次的調整」(secondary adjustment)によって、自分が単に病院に操作されるだけの存在でないことを示す。それは一種の「抵抗」であり、「自分は環境を何程か制御できるのだからまだ自分自身の主人公なのだ」という感覚を与える行動として現れる。被収容者の仲間同士で連帯し職員に反抗する「身内化」という方法があるが、これによって、被収容者は「相互的支持」と「対抗習俗」を発展させる。

それ以外にも、1)状況からの引きこもり(situational withdrawal) (「退行」という名称でよく知られている現象)、2)妥協の限界線(intransigent line) (意識的に施設に挑発的な態度をとり、皆にわかるようなかたちで職員との協力を拒絶すること)、3)植民地化(colonization) (施設内で入手できるものから最大限の満足を得ることで安定的で比較的充実した生活を確立すること)、4)転向(conversion) (職員の見解を受け入れ、非のうちどころのない患者として自発的にふるまう) などがある。転向には「慢性患者で看護師の態度や衣服を身につけて看護師を助けて他の患者たちの管理をする」側に回るものもある²⁵⁾。

ゴッフマンの『アサイラム』研究は、1960年代の逸脱社会学におけるラベリング理論やリベラリズムの影響を受けているが、これらの研究は「施設の逆機能」を浮き彫りにし、施設本来の目的である「社会復帰」

や「社会自立」が実現されず、入所期間が長期化し「逸脱行動」を増幅させるという問題を提示し、この時期の心理学、精神医学、社会福祉学の領域でなされた「ホスピタリズム批判」の議論とも重なりつつ影響力をもった²⁷⁾。

これ以後、患者の人権問題など、精神病院に対する批判が高まり、アメリカにおいて脱施設の大きな高まりが起きる。1955年に約56万人だった精神病院への入院患者数は、1975年に約19万人(約3分の1)にまで減少する。

アメリカにおける脱施設化には、処遇そのもの以外に、財政的な理由も存在した。多数の精神障害者を地域に戻し、ストリート・ピープルを増大させるなどのひずみが生じた失敗の原因として、地域に必要なマンパワーや施設に対する予算措置がなされなかったことが指摘されている。

知的障害者福祉においても同様の動きが起こる。アメリカで工業化と都市化が急速に進んだ20世紀初頭、知的障害者は繁栄を妨げる「反社会分子」とみなされ、各州で施設へ収容する法律が作られた。数千人規模の施設が過疎地に次々と建てられ、劣悪な環境の中に障害者は放置され虐待すら受けていた。1960年代半ばには施設入所者は約15万人に上ったが、「全米親の会」の活動やケネディ政権の登場でようやく障害者施策の見直しが始まった。その流れを大きく変えたのは70年代以降の裁判闘争だった。「脱施設化訴訟」は、障害者を大規模施設から解放し地域でより自由な生活を送る権利の獲得をめざす運動であるが、裁判闘争で重要な役割を演じたのは、各州の人権擁護機関「P & A (プロテクト・アンド・アドボカシー)」といわれる。連邦議会が1970年に制定した発達障害法に基づいて設立され、多くは各州の補助金で運営されているものの、州政府を提訴することもあり、公的機関とは絶えず緊張関係にあるり、こうした市民・当事者による運動も「脱施設」をすすめる大きな力になった²⁸⁾。

ゴッフマンが『アサイラム』で展開した議論は、それまでの施設論にない、被収容者の自己の適応行動によってかえって施設の「無力化・特権体系」の秩序が維持される社会統制の巧妙な機制が描かれた点で特徴があるが、ゴッフマンの議論自体は、脱施設化の可能性を制約しかねないという批判も受けることになる。これも「アサイラム」(アジュール)の語がはらむ、救済と聖性、拘束性とスティグマが併存する(歴史的に

も語感が変化する)両義性であるのかもしれない。

(3) コミュニティケア

イギリスでは、「コミュニティケア」(community care)が政策的に推進された。

コミュニティケアとは、長期ケアを必要とする障害者や高齢者等が、在宅や施設でサービスを利用しながら、その人らしい地域生活を実現できるように支援するサービス、政策を示す概念である。施設を含むコミュニティを基盤とした福祉サービス提供の包括概念といえる。

1950年代に精神障害の分野で発展し、精神衛生サービスを収容施設からコミュニティへと転換させる政策と結びついていた。インスティテューショナル・ケア(institutional care)からコミュニティ・ケアへという考え方は、その後の社会福祉政策の焦点となり、各国に影響を及ぼすことになる。

イギリスの1960年代当時の社会福祉行政の所管は高齢者、精神病患者、心身障害者、妊産婦など分野別に縦割りであり、一家族の問題が各部局に分散されてしまう非効率も生じており、サービス需要の高まりに、行政効率の向上とともに財政支出の削減といった地方自治体改革が喫緊の課題となっていた²⁹⁾。

1971年から実施されたシーボーム改革では、対象者別に分立していた行政組織を社会サービス部に一元化・合理化するとともに、「対人社会サービス(personal social service)」を成立させた。専門職性を確立し、家庭に焦点をおいた援助を行い、家族や近隣を中心として地域住民がサービスの受け手と同時に担い手とすることを目的に、自治体専門職のチームによる小地域担当制であるパッチ・システム(patch system)も導入された³⁰⁾。

1980年代には、サッチャー政権下において、コミュニティ・ケアの財源の問題、その使途の問題、民営化の問題などが浮上する。1986年「コミュニティ・ケア行動のための指針」通称『グリフィス報告』が出され、1) 中央政府が、コミュニティ・ケアの財政的な責任を負う、2) 地方自治体社会サービス部は、コミュニティ・ケアの主たる担い手と位置づけ、他部局と連携して在宅サービス・施設サービスの提供を行う、3) ケアは、利用者の選択を重視し、公的部門のみならず民間部門(営利・非営利)、インフォーマル部門などによっても提供される、という提言を行った。この提

言を受け、1989年に政府は『コミュニティ・ケア白書』を発行、公式かつ最終的な着地点を示した。その内容は、1) 在宅生活の重視、2) 介護者への支援およびアセスメントにおける家族などのニーズの反映、3) サービス・ニードへの適切なアセスメントとケース・マネジメントの実施、4) 独立(営利・非営利)部門の活用とその支援者としての公的部門の役割、5) 関係機関の責務の明確化、6) 新たな社会ケアのための財政制度の導入、である。こうした1980年代からのコミュニティケアの抜本的な改革をめざした取り組みは、「国民保健サービスおよびコミュニティケア法」(1991年施行)として結実した。

また、同じ時期にワグナー(Gillian Wagner)を委員長とする「入所施設ケアに関する独立検討委員会」(ワグナー委員会)が提出した『施設ケア積極的選択』、通称『ワグナー報告』がある。

当時、入所施設は一般的に良いケアの形態とはみなされておらず、実際、ワグナー委員会も調査の過程で、入所施設における放任・虐待の実状、消極的な選択の結果としての入所、職員のモラルの低さ、職員の研修機会の不足などを明らかにしている。

こうした入所施設の現状にもかかわらず、委員会は入所施設を「積極的選択」(positive choice)のうちにおかれるべきであると結論づけた。この主張は、「在宅ケア」か「施設ケア」かという単なる二分論ではない。よりふさわしいケアの場合として、自宅、施設、その他の場所は、ケアを受ける者自身によって選択されるべきであり、積極的な選択肢の一つとして施設があるという主旨である。

また国民保健サービス法により、地方自治体は公立、民間非営利、民間営利の入所施設ケア組織を対象とする監査機関の設置が義務づけられたのである³¹⁾。

このようにイギリスでは、施設は必ずしも好ましいケア資源とはみなされていないものの、在宅サービスと並ぶ資源として、監査や評価の強化によって積極的な選択肢の一つとして位置付けていこうとしていることがわかる。

(4) わが国における「施設の社会化」

わが国の戦後の施設化における動きにもふれておきたい。

高度経済成長のもとでの社会福祉施設が増加する1970年代に「施設の社会化」と呼ばれる動きが見られ

た。これは日本独自の概念であり、脱施設(施設否定)ではなく、施設の逆機能を是正し、その機能を利用者や地域社会のために活用していこうとする一種の改良主義といえる。

その目的は、入所者の閉鎖的、狭小な生活圏を拡大させることおよびそれによって生活水準を高めることと、同様のニーズをもつ在宅の要援護者に福祉施設をひとつの生活資源として提供することが含まれている。

牧里毎治は、施設の「地域化」と表現しているが、その目標と方法を1) 処遇の社会化、2) 運営の社会化、3) 問題の社会化に分類している。

1) 「処遇の地域化」は、従来の管理主義的で自己完結させる閉鎖的処遇から、施設入所者を権利をもつ生活主体者として捉え、地域社会の成員として扱われる開放的な処遇に転換させることである。

2) 「運営の地域化」は、特に民間施設にありがちな私有的、怒意的、閉鎖的運営の体質を改善することを指している。

3) 「問題の地域化」は、社会福祉施設の抱える福祉ニーズは、施設利用者に限らず地域社会にも潜在しており、これらの問題を社会化しながら、地域住民とともに共同解決する必要があるという意味である。実現のための具体的方策として、コミュニティ・ワークが提案されている³²⁾。

社会福祉施設の閉鎖性を改善する必要があるとすれば、それを運営する社会福祉法人の閉鎖性を改善する必要がある。1991年に総務庁行政監察局が厚生省をはじめ都道府県と社会福祉法人の行政監察を実施し、その結果、1) 公共性の欠如、2) 人権感覚の欠如、3) 社会福祉法人・施設の運営が閉鎖的であること等が指摘されている。

この監査結果は、社会福祉基礎構造改革の議論を経て、2000年の社会福祉法改正に反映され、社会福祉法人の経営の原則として透明性の確保を図ることが規定されている。

「施設の社会化」の議論は、今日ほとんど取りあげられないことがないが、地域社会の中の施設の役割が議論され、地域型の小規模施設も制度化されてきており、今日的な課題として「施設の社会化」を改めて意識化する必要があるかもしれない。

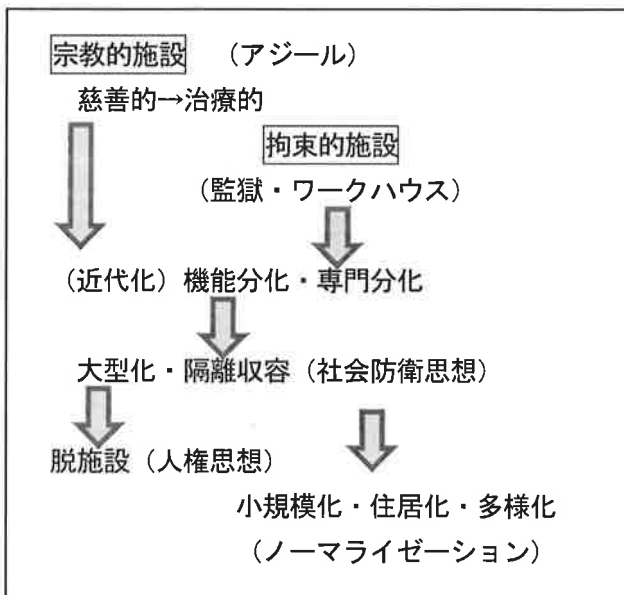
4 脱施設化の比較研究

ここまで、施設化と脱施設化の主要な思想と政策・

実践面での展開を概観してきた。

その起源としては、アジールとしての「宗教的施設」があり、その性格は呪術的から慈善的、治療的に変化してきた。その後、権力側からの要請により「拘束的施設」が生じ、さまざまな性格のアジールとして併存していくが、その区別は明確ではない。社会の近代化は施設の国家による制度化をすすめ、機能分化、専門分化するようになる。その中で19世紀後半には、社会防衛的な思想から大規模な隔離収容型の施設が欧米を中心に広がり、戦後、その非人間的な処遇への批判あるいは改善が「脱施設」、または「施設改良」の流れ、方向性をつくりだしているといえる（図1）。

図1. 施設の歴史的変遷（図式）



「アジールの変遷と現象形態」（小俣和一郎『精神病院の起源』1998）を参考に作成

わが国においても「脱施設」は、障害者福祉分野において一部政策化されている。

2006年より段階的に施行された障害者自立支援法では、各市町村に「市町村障害福祉計画」の策定を義務付けた（同法第88条）。障害福祉計画の特徴の一つは、入所施設から地域生活に移行する障害者の具体的な目標値を定める点であり、すでに実施段階に入っている。しかしながら、欧米の「脱施設」の急進的な政策転換からみれば、わが国の脱施設の動きは穏健で緩慢に見える。障害者権利条約の批准というハードルによって、改めて「脱施設」「施設改良」が現実的な課題として認識されている。こうした違いがどこにあるのか、先

行的な研究等からは、その理由として、以下の3つの点を指摘することができると思う。

(1) 大規模な隔離収容型施設の不在

わが国では、小俣のいう「拘束的アジール」、ゴッフマンの「全制的施設」のような、大型の隔離収容型施設は発達しなかったことがあげられる。

アメリカの知的障害者の施設をみると、1967年には約20万人の知的障害者が全米の161カ所の大規模州立入所施設を利用しており、4千人から8千人を入所させる大規模施設が存在した。翌1968年以降、利用者数は毎年減少を続け、1998年には4分の1の5万人まで減少する。わが国においては、ようやく1970年代に国立のコロニーが構想されるが数百人規模であり、時代と規模が大きく異なる。日本にも既述したように社会防衛の時代が存在したが、「社会への脅威」として隔離収容する一方で、人権尊重から施設や病院の処遇が改善するせめぎあい状況があった。

若干の例外は、長きにわたり隔離政策を続けてきたハンセン病の療養所であるが、国内最大の長島愛生園には1950年代に1,700人を超える入園者が存在している。

アメリカでは、そもそも否定すべき大規模隔離収容型施設の不在が、わが国において「脱施設化」が前景化しなかった背景にあったといえるだろう。

(2) 日本の「家」制度

もう一つの背景は、「家」という機能である。家の中に「座敷牢」が存在していた事実が、「家」に拘束的アジールの機能があったことを裏付けている。

小俣は、家父長的権威と家督相続制度に支えられた江戸期の身分制社会の中で、家（家長）がその所属集団としての家族成員に対してもつ、一定の処罰・拘束の権限を背景に、精神異常となった成員を、家の内部において拘禁していたことは、戦後の精神衛生法が制定されるまで多数の「座敷牢」（いわゆる「私宅監置」）が実際に存在していたという事実からも容易に推測できるとしている。つまり、各々の家という社会的集団が、それぞれに拘束的アジールの機能を分担していたのではないかという推論である³⁹⁾。「私宅監置」は、1950（昭和25）年の精神衛生法により禁止されたが、それはそれまで「私宅監置」が行われていたことを意味している。

「座敷牢」は、それが拘束的アジールとして機能した場合の表現ではあるが、小俣は、座敷牢への監禁が、

一種の刑罰としてのみ存在したかどうか、についてはなお考慮の余地があるとしている。障害者あるいは精神病者の存在自体を一種の「恥」としてうけとめ、それを世間から隠すことによって体面を保とうとする、つまり「家」自体の体面を守るための一手段として成立した可能性もあると見ている。「家」のもつ機能はさらに検討すべき重要な課題といえる。

ただし、戦前の「家」制度は現在の民法には存在せず、家族の規模、人員から見ても、その機能から見てもわが国の家族は縮小の一途をたどっている。現在の社会福祉施設や「社会的入院」は家族の機能の社会的代替でもある。いわゆる「親なき後」対策としての障害者入所施設整備という社会的要請も依然として確実に存在している。これが、1990年代に宮城県で知的障害者施設解体宣言が発せられた運動が大きな広がりを見せなかった一つの背景であるのかもしれない。

この家族の扶養機能と社会的な扶養機能としての施設との関係性は、今後とも重要な課題であり続けるものと思われる。

(3) 「施設化」と「脱施設化」の並行

既述したように、わが国においては、「施設化」が戦後の高度経済成長期、1960年代から70年代にかけて進展するが、その拡大の時期に同時にノーマライゼーションなどの福祉思想が移入され、「脱施設」の萌芽や「施設の社会化」などの施設の逆機能の是正・改良の動きが同時に見られる点である。「日本は脱施設化以前の施設化の過程も未熟なままに推移」してきたという歴史的相違が指摘されている³⁴⁾。

また、欧米においては施設とグループホームの関係は、相互に排他的な「対立概念」としてとらえられているが、わが国の場合は、入所施設とグループホームが同時進行で整備されてきたという点でも、両者は「並列概念」といえる。高齢者グループホームは制度的には9人定員のホームを2か所併設し、運用することは認められており、18人定員の施設との明確な違いは認められない。ケアの質においても、残念ながらグループホームがミニ施設、小規模施設とみなされる実態も少なからず存在する。

1990年代以降も、施設からグループホームにという流れではなく、施設もグループホームも選択肢として並行的に整備されてきたという経緯がわが国の特徴といえるのである。

おわりに

本稿では、「施設化」と「脱施設化」の変遷と動向、背後にある思想、社会状況等を概観しながら、施設が宗教的施設（慈善的→治療型）、拘束的施設という系譜を経て、近代には監獄と区別がつけにくい自由度の低い施設が広がる系譜を概説した。その背景には、社会防衛思想があり、ゴッフマンが「全制的施設」としたような隔離収容型の、しかも大型の施設が主流を占めるようになる。その非人間性への抵抗や告発から「脱施設」思想が生まれ、欧米においては、政策としても「脱施設」が進展することになる。

わが国では、イギリスのコミュニティケアの思想とも共通するところがあるが、施設も在宅も選択肢としてサービスの質を向上させる方向性がとられている。その相違の背景には、1) 大規模隔離収容施設の不在、2) 日本の「家」制度、3) 「施設化」と「脱施設化」の並行、があり、それがわが国において、急進的な脱施設ではなく、“地域包括ケア”や“地域生活移行”などの表現での、穏健で包括的な政策が合意される背景となっていることが示唆された。

本論においては、議論することができなかった課題も少なくない。欧米の施設政策と大まかに括っているものの、アメリカ、イギリス、スウェーデンの政策や実態の一部にふれたにすぎず、社会政策のレジームの違いなどが施設化や脱施設化にどのように影響するのにかについては、今後の課題としたい。当然そこには、人権意識、権利概念の違いというものも横たわっていることが推測される。措置から利用制度への変化や消費者意識によって、わが国の権利意識がどのように変容してきているのかについても検討すべき課題といえる。

今日、わが国の施設は、高齢分野においては、地域密着型サービスが制度化され、小規模多機能型居宅介護や、サービス付住宅やコレクティブハウジングなど、居住を重視するすまい化への模索などますます多様化する状況がある。

今後の展開を注視しつつ、こうした選択肢が利用者・家族のその人らしい生活の実現につながっていくのかどうか、それを支えるための資源となりえていくのかどうかについては、さらに検討を続けていく必要があると考える。

(注)

- 1) 厚生労働省 (2010) 「地域包括ケア研究会報告書」
- 2) 高齢者介護研究会報告書 (2003) 「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」
- 3) 内閣府 (2013) 「平成 25年版障害者白書」
- 4) ヤンネ・ラーション、アンデシュ・ベリストローム、アン・マリー・ステンハンマル、河東田博、ハンソン友子、杉田穂子訳 (2000) 『スウェーデンにおける施設解体 地域で自分らしく生きる』現代書館
- 5) インクルージョン・インターナショナル (国際育成会連盟) 石川ミカ訳、長瀬修監修 (2012) 「インクルーシブな地域社会＝力強い地域社会～第 19 条：地域社会における生活とインクルージョンの権利に関する世界報告書」
- 6) 厚生労働省 (2013) 「社会福祉施設の整備・運営」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html
- 7) 石井麻有子、岩崎寛 (2011) 「病院の歴史と変遷に基づく緑化空間への影響に関する研究—日本と欧米に着目して—」、食と緑の科学 第 65 号, p19-26
- 8) J. ハワード、川北稔・森本真美訳 (1994) 『十八世紀ヨーロッパ監獄事情』岩波文庫
- 9) 井上照美、岡田進一 (2007) 「知的障害者入所更正施設の歴史的課題の検討:知的障害者の「地域移行」に焦点をあてて」生活科学研究誌 6, p209-223
- 10) 前掲書 7)
- 11) 芹澤勇 (1969) 「社会福祉施設管理」ミネルヴァ書房
- 12) 菊池義昭 (1981) 「日本の社会福祉施設のあゆみ：歴史的に見て社会福祉施設はなぜ必要とされたか (障害者と生活環境)」建築雑誌 96(1187)、p 38-42
- 13) 前掲書 12)
- 15) 小笠原祐次 (1999) 「社会福祉施設」有斐閣
- 16) 小俣和一郎 (1998) 「精神病院の起源」太田出版
- 17) 網野 善彦 (1996) 「無縁・公界・楽—日本中世の自由と平和」平凡社
- 18) 前掲書 16)
- 19) 厚生省 (1998) 「社会福祉基礎構造改革について (中間まとめ)」<http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1006/h0617-1.html>
- 20) 杉野昭博 (1992) 「『ノーマライゼーション』の初期概念とその変容」、『社会福祉学』33 卷 2 号 p187-203
- 21) Nirje Bengt(1999) 「障害者福祉を支える理念--社会変革としてのノーマライゼーション」社会福祉研究 (74), p12-18
- 22) E・ゴッフマン、石黒毅訳 (1984) 『アサイラム—施設被収容者の日常世界』誠信書房 Irving Goffman 1961 Asylums: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates, Doubleday=1984
- 23) 藤沢 三佳 (1988) 「ゴフマンにおける儀礼侵犯の問題--『アサイラム』と日常世界内の個人の「汚染」」ソシオロジ 33(1), p77-94
- 24) 立岩 真也 (2002) 「医療社会学の本・2 —ゴッフマン『アサイラム』 (医療と社会ブックガイド・15)」『看護教育』p43-04
- 25) 魁生由美子 (2002) 「〈日常の道徳社会学〉のためのノート」第 38 卷第 1 号『立命館産業社会論集』
- 26) 鈴木良 (2010) 『知的障害者の地域移行と地域生活—自己と相互作用秩序の障害学』現代書館
- 27) 前掲書 26)
- 28) 武田則昭、八巻純、末光茂 (2002) 「〈資料〉米国の知的障害者対策「脱施設化」の光と影(その 1):脱施設化のこれまで、そして調査報道に見る」川崎医療福祉学会誌 12(2), p413-420
- 29) 金子光一 (2005) 「社会福祉のあゆみ 社会福祉思想の軌跡」有斐閣アルマ
- 30) 寺田玲 (2007) 「福祉生産・供給システムの生成と地域福祉政策」佛敎大学大学院紀要第 35 号
- 31) 前掲書 30)
- 32) 牧里 每治 (1980) 「福祉施設の地域化について」社会問題研究 29(4), p109-135
- 33) 前掲書 16)
- 34) 樽井 康彦 (2008) 「知的障害者の脱施設化の論点に関する文献的研究」生活科学研究誌 7, p157-168

自閉症スペクトラム障害児における外向性とWISC-III知能検査との関係

齋藤 剛

The Relationship between Extroversion and the Results of WISC-III in Children with Autism Spectrum Disorders

Tsuyoshi SAITO

要約

自閉症スペクトラム障害 (ASD) は、社会性、コミュニケーションに困難さがある障害である。ASDはベースとなる障害特徴はあるものの人によってその表現は多様であり、それぞれの性格特性に見合ったきめ細やかな支援が必要である。本研究では社会に積極的に関わる指標である外向性とASDの認知特性を評価する心理検査であるWISC-IIIの関係をみることで、外向的であることが障害特性にどのように影響を及ぼすのか検討した。その結果、外向性尺度とWISC-IIIの下位尺度である知識と理解との間に正の相関関係がみられた。外向性尺度の妥当性など課題は残るものの、本研究ではASDの性格特性がその認知特性に影響を及ぼす可能性が示唆された。

研究背景

自閉症スペクトラム障害 (Autism Spectrum Disorders; ASD)とは、自分や他者の気持ちを理解することやコミュニケーションの困難さに特徴がある障害である。2012年に行われた通常学級に通う小学生、中学生を対象とした文部科学省の調査⁽¹⁾では、学習面または行動面で著しい困難を抱えている児童・生徒が6.5%いると推定している。この困難さの背景にはASDがあると想定されており、さらなる支援体制の充実が課題となっている。

ASDの概念を示したウイングは、3つの領域での障害を示唆している。すなわち、社会性の障害、コミュニケーションの質的障害、想像力の障害である。この中でも社会性の障害はその日常生活における困難さからASDの中核となる特徴である。この社会性の障害についてウイングは孤立型、受動型、積極・奇異型に分類している⁽²⁾。この他にもASDには多様な表現があることが指摘されており、一人ひとりの行動特性にあわせたきめ細やかな支援が重要であると思われる。

ところで、一般的な性格特性として外向性—内向性

という軸がある。この性格特性は、積極的に社会と関わるのかどうかを示すものであり、人の認知形成に重要な要素であると思われる。ASD児・者においても、外向的であるか、内向的であるかによって大きく認知の様相が異なるかもしれない。

ASD児における学習や行動上の困難さの認知的背景を評価するために一般的に行われている心理検査としてウエクセラ式の知能検査 (WISC-III) がある。この検査は、13種類の下位検査から構成され、全般的な知能水準 (全検査IQ) に加えて、言語性や聴覚—音声処理過程の能力に関する言語性IQ、動作性能力や視覚—運動処理能力に関する動作性IQ、さらに12の下位検査を因子分析した結果出された群指数 (言語理解、知覚統合、注意記憶、処理速度) といった指数から知能が評価できるようになっている。この検査は認知機能の特性を測定するための検査であり、行動上の特性を直接的に評価することはできない。しかしながら、行動特性が認知機能に影響を及ぼすことや、またその逆の場合もある。実際に、WISC-IIIの下位検査とある行動特性との関係性について詳細に示

されている⁽³⁾。

本研究では、ASD児において外向性—内向性の違いが認知機能にどのように影響を及ぼすのか検討することで、ASD児への教育支援の基礎的資料を得ることを目的とした。

方法

対象者

S大学が主催している発達障害児支援教室に参加している10歳から12歳の自閉症スペクトラム障害（広汎性発達障害）と診断を受けているASD児6名（男5名、女1名）を対象とした。WISC-ⅢによるIQは、平均値83、標準偏差が14であり、いわゆる高機能自閉症の児童たちであった。

調査期間

2012年11月

調査内容

外向性、内向性の違いを評価できる日本版モーズレイ性格検査（Maudsley Personality Inventory；MPI）とWISC-Ⅲ知能検査の関連性について検討した。MPIの調査は、実験者が面接法にてASD児から回答を得ることで行った。被験者がMPIで用いている言葉の意味を理解するのが難しいと判断された場合は、実験者が補足説明を行った。

知能検査の一つであるWISC-Ⅲの結果については、医療機関で調査されたものを保護者に承諾を得て活用した。

今回の調査については、ASD児の保護者に説明し承諾を得てから行った。

測定尺度

日本版MPI

外向性の測定には日本版MPIを用いた。MPIは、ロンドン大学のアイゼンクが外向性と神経症的傾向を測定するものとして作成し、1959年に発表されたものである。MPIは、当初、外向性尺度（E尺度）と、神経症的傾向尺度（N尺度）ともに24項目ずつ計48項目で構成されていた。しかし、日本版MPIはジェンセンの虚偽発見尺度（L尺度）の20項目と、アイゼンクが予備項目としていた12項目をダミーとして含め

た合計80項目からなる。E尺度とN尺度はそれぞれ、0～48点、L尺度は0～40点が得点範囲となる。

統計解析

データはすべて平均値±標準偏差で示した。各種調査項目の関連はピアソンの単相関分析から評価した。危険率は5%とした。

結果および考察

日本版MPIの結果、E尺度（外向性）は26.5±14、N尺度（神経症的傾向尺度）は26±9.9、L尺度（虚偽発見尺度）は14.8±4であった。日本版MPIの対象年齢は16歳以上であり、今回の被験者はこの条件に当てはまらない。日本版MPIの質問内容は、抽象的で比較的難しい言葉が使われており、本調査では被験者が意味を理解できないときは実験者が説明をすることで行った。そのため今回の日本版MPIの結果の妥当性については注意が必要であり、これまでの日本版MPIの結果と単純に比較することはできない。しかしながら、大学生を対象にして標準化された基準からすると、今回の結果はE尺度、N尺度ともに普通であった⁽⁴⁾。

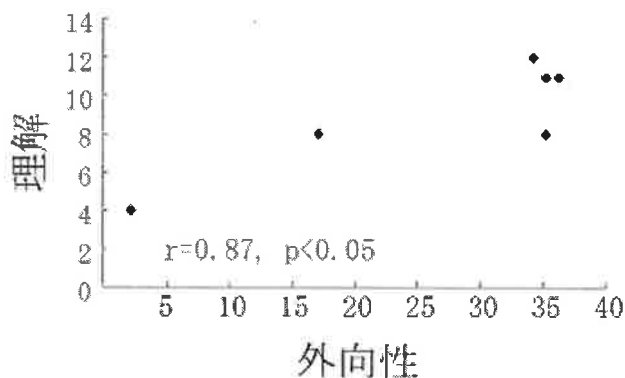
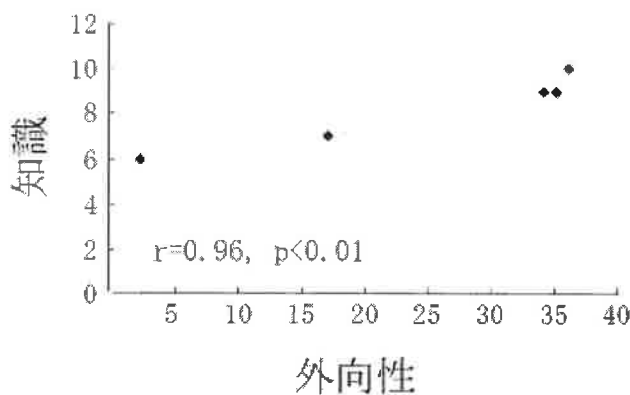


図1 外向性と知識、理解における相関関係

外向性とWISC-Ⅲとの相関関係については、WISC-Ⅲの指標である全検査IQ、言語性IQ、動作性IQ、群指数(言語理解、知覚統合、注意記憶、処理速度)いずれも外向性尺度と有意な相関関係は見られなかった。一方で、下位検査の知識($r=0.96, p<0.01$)、理解($r=0.87, P<0.05$)ともにそれぞれ外向性尺度と有意な正の相関関係が見られた(図1)。さらに、神経症的傾向尺度と下位検査の類似に関しては負の相関関係がみられた($r=-0.89, p<0.05$)。

外向性尺度と下位検査の知識、理解との相関関係は、外向性の高さは社会に対する深い知識と理解に関係することを示しているのかもしれない。下位検査の知識は、日常的なことや場所など、一般的な知識に関する質問に対して答えさせるもので、一般的な事実についての知識量を意味している。また、理解は、日常的な問題の解決と社会的なルールについての質問に答えさせるもので、これまで経験してきたことや周知の事実を正確に評価する力を示している。知識および理解は、社会的な経験が多くなることでより磨かれるのではないだろうか。モーズレイ性格検査手引き⁽⁴⁾には、外向性は、「社会的・開放的で動作や感情の表現にためらいのない傾向」であり、一方で、内向性は、「引っ込み思案で人とのつきあいを避けるような特徴」とある。これらの特徴から外向性尺度の高い人は、人との交流が活発で、好奇心が旺盛であり、さまざまな経験を沢山するだろうことは容易に想像がつく。

神経症的傾向尺度と下位検査の類似との間に負の相関関係がみられたことは、神経質であることと論理的な思考力の関係を示しているのかもしれない。神経症的傾向尺度は、情緒不安定な性格特性を示しており、一方で類似は、共通の概念をもつ2つのことばの共通点を答えさせるもので、抽象概念の理解、論理的思考力に関係する。

本研究では、ASD児の性格特性と認知特性との関連を検討した。その結果、日本版MPIの外向性尺度とWISC-Ⅲの下位検査である知識、理解との間に正の相関関係がみられた。今回の調査は、サンプルサイズ、調査条件について課題が残るものの、外向性と認知機能のある部分が関係する可能性が示唆された。

参考文献

- 1 文部科学省; 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について, 2012年12月 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm)
- 2 ローナ・ウイング(久保絃章ほか監訳); 自閉症スペクトル, 東京書籍, 1998
- 3 上野一彦ほか; 軽度発達障害の心理アセスメント, 日本文化科学社, 2005
- 4 MPI 研究会: 新・性格検査法—モーズレイ性格検査—, 誠信書房, 1979

介護福祉実習における意識の変化から、 今後の実習指導の在り方についての一考察

—実習指導者・利用者・介護職員の変化—

新井 恵子 ・ 谷 功

A Prospect of the Future Instruction in Care Giving Training: From a
Change of Trainees' Consciousness in Their Training

Keiko ARAI / Isao TANI

要約

本研究では、介護福祉実習をおこなう学生を受け入れることにより、実習指導者、利用者、介護職員にはどのような変化があるのかを明らかにするため、静岡県内の実習施設を対象にアンケート調査を実施した。この結果、実習指導者、利用者、介護職員の三者に変化があり、指導者、介護職員では「責任感」「自己研鑽・スキルアップ」「自己成長」がみられ、利用者には「笑顔と会話の増加」「生活意欲の向上」がみられた。その一方で利用者の「不穏行動」へ繋がった変化もあった。今後は、学生が日々の学習と実習の関連性が理解できるような学内の学習・指導のほかに、養成校と施設において円滑な情報交換の工夫が重要と考える。

はじめに

介護福祉実習の目標は「①個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習を行う。②個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護課程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。」¹⁾とされている。これらの習得を目指し、各養成校は教育理念を基に特色のある教育を行い、介護福祉実習を行う施設においても実習指導者を中心に指導が行われている。養成校は、介護福祉実習を行う学生については、事前・事後指導、また実習期間中の巡回指導時において実習の効果が確認できる。実習施設においても、学生を受け入れることで

変化があると考えられる。以上のことから、実習施設における学生を受け入れることによる変化を知り、今後の有効な実習指導の方法を探ることにした。

I 研究の背景

1 介護福祉士養成課程

1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、介護福祉士が誕生した。その後も、急速な高齢化や介護保険の導入などの状況の変化により、サービス量の拡大だけでなくサービスの質の向上も求められていた。このような状況のなか、2007年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正・施行され、社会福祉士及び介護福祉士の定義規定の見直し、義務規定の見直し、資格取得方法の見直し、社会福祉士の任用・活用の促進について改正が行なわれた。これに伴い介護福祉士養成課程における履修科目・教育内容も抜本的な見直しが行われた。「教育体系を、介護が実践の技術であるという性格をふまえて、3つの領域に再編した。1つは基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する『人

間と社会』、2つめは『尊厳の保持』『自立支援』の考えをふまえ、生活を支えるための『介護』、3つめは多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての『こころとからだのしくみ』に再構成したものである。」²⁾

介護実習については、総時間数の450時間に変更はなかったが、従来の施設入所型のサービスから利用者の生活の場である地域でのサービス提供場所での実習と、幅が広がり多様な場所での実習が可能となった。この実習施設を、「実習施設・事業等（Ⅰ）」と「実習施設・事業等（Ⅱ）」の2つに区分し、実習施設の基準と実習指導者の資格要件等を見直した。実習指導者の要件では、「実習施設・事業等（Ⅰ）」の場合は、「介護福祉士の資格を有する者又は3年以上の介護業務に従事した経験のある者」としており、「実習施設・事業等（Ⅱ）」では、原則として介護福祉士3年以上実務に従事した経験があり、「介護福祉士実習指導者講習会を修了した者」³⁾ その他「その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であること」としている。この要件については、経過措置として5年以上の実務経験及び介護福祉士の資格を有する者は2009年からの3年間は同条件としてみなすことになっていた。

介護福祉士実習指導者講習会（表1）は、教育カリキュラムに介護総合演習や介護過程の授業がおこなわれることになり、受け入れ側の施設でも新カリキュラムにおける実習の目的・意義を理解することや、教員との連携を構築していく重要があった。また、実習施設が社会福祉実習や看護実習などさまざまな実習を受け入れているため、指導内容が混乱していることや、実習指導者以外の介護職員の実習目的、指導方法の認識が乏しいことなども挙げられ、2008年度から実施されている。

表1 介護福祉実習指導者講習会 講義内容と時間数

介護の基本（講義・2）
実習指導の理論と実際（講義・2 演習・2.5）
介護過程の理論と指導方法（講義・2 演習・4）
スーパービジョンの意義と活用及び学生理解（講義・1 演習・6）
実習指導の方法と展開（講義・1 演習・2）
実習指導における課題への対応（演習・1.5）
実習指導者に対する期待（講義・1）

2 実習指導者と介護福祉学生の相互意識

平成24年度東海北陸ブロック教員研修（浜松）において、介護福祉実習を行う学生と実習指導者を対象に、お互いをどのように評価しているのか、また学生と実習指導者が新カリキュラム導入以降、介護教員に対して何を期待しているかという点を調査し発表した。⁴⁾ 調査対象者は、静岡県下に所在する、現在介護福祉実習を受け入れている特別養護老人ホーム（25施設）及び老人保健施設（25施設）の実習指導者とした。介護福祉学生は、調査協力を得られた静岡県の介護福祉士養成校3校に所属する介護福祉実習を経験した介護福祉学生（計150名）とした。質問内容は、施設実習指導者に対しては、①「指導に困る実習生とは」、②「良い実習生だと思える学生とは」、③「介護教員に対して何を期待しているか」の3項目、また、介護福祉学生に対しては、①「苦手と感じる実習指導者とは」、②「尊敬できる実習指導者とは」、③「介護教員に対して何を期待しているか」の3項目とし、自由記述にて回答を求めた。その結果、実習指導者においては、様々な指導困難と感じる実習生を抱えた経験があることが分かった。また、多くの学生たちも過去に苦手と感じる実習指導者を経験しており、教員へは、両者から期待の大きさが感じられる結果となった。

一方、学生・実習指導者ともに、介護に対する前向きな取り組みや、利用者や他の職員との良好な人間関係が構築されていることに対して、評価し合っている点で共通事項として認識することができる結果となった。

共通事項としてのこの結果は先行研究⁵⁾においても、実習指導者及び実習生の「介護に対する前向きな姿勢」に対して、両者がお互いに評価していた点を指摘しており、本研究の調査結果の裏付けとなる報告がされている。

II 研究の目的

上述した研究の背景から、介護福祉実習をおこなう学生を受け入れることにより、実習指導者、利用者、介護職員にはどのような変化があるのかを明らかにし、今後の実習指導や介護福祉士養成教育をおこなう上で有効な指導方法を探ることを目標とする。

III 研究の方法

平成24年度東海北陸ブロック教員研修の発表の際に

用いた調査表の調査項目にある、変化の有無について、内容を整理しその結果をまとめることとした。

1 調査対象者

静岡県下に所在する、現在介護福祉実習を受け入れている特別養護老人ホーム（25施設）及び老人保健施設（25施設）の実習指導者の計50名。

2 質問項目

①実習生を受け入れることにより自分にどのような変化がありましたか。②実習生を受け入れることにより利用者にどのような変化がありましたか。③実習生を受け入れることにより介護職員に変化がありましたかの以上三項目と変化の内容を自由記載にて回答を求めた。

3 調査時期

平成24年7月から8月に、質問用紙を送付し郵送にて回答を求めた。

4 倫理的配慮

研究目的以外には使用しないことを質問用紙と合わせ送付した。

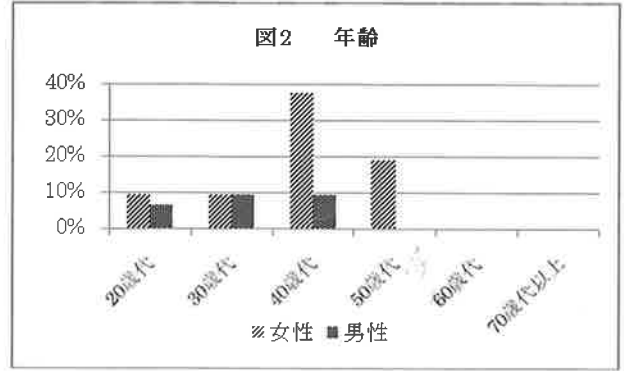
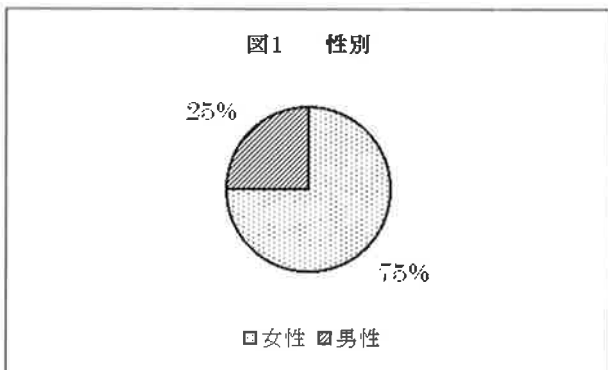
IV 結果

アンケート結果

調査協力を依頼した実習指導者は50名、うち有効回答は32名（64%）だった。

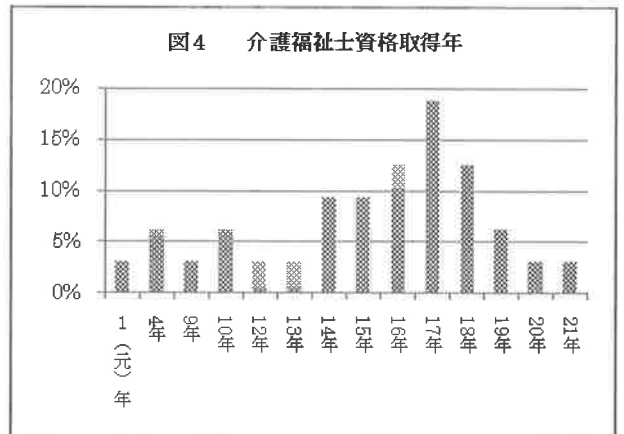
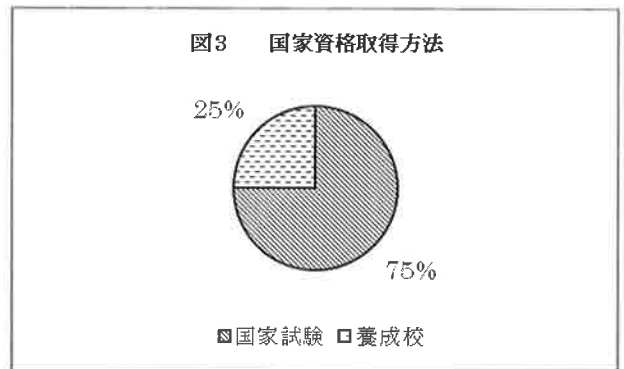
1. 性別および年齢（図1. 図2）

性別は、女性24名（75%）、男性8名（25%）であった。年齢をみると、40歳代が最も多く15名（46.9%）、次いで50歳代と30歳代がそれぞれ6名（18.6%）、20歳代が5名（15.6%）となった。



2. 資格取得方法および取得年（図3、図4）

資格取得方法は、国家試験後取得者が24名（75%）、養成校卒業後取得者が8名（25%）となった。資格取得年は、最も多かったのが平成17年の6名（18.75%）、次いで平成16年と18年の4名（12.5%）、平成14年、15年の3名（9.37%）平成4年、10年、19年の2名（6.25%）、平成元年、9年、12年、13年、20年、21年は1名（3.13%）であった。



3. 変化の有無（図5）

(1) 実習指導者

実習指導者自身が、変化があったと回答した人が29名（90.63%）、変化はなかったと回答した人が3名（9.37%）となった。変化の内容についての記載では、

「福祉社会を担う人材を育てていく責任を感じるようになった」「実習生を受け入れることの重要性がわかり、自分も学ばなければと思った。」といった責任感や、「相談等に応じるにより共感的姿勢をもって指導・支援することが身に付いた。指導者として新任職員の指導にも役立っている。」「わかりやすく説明するにはどうしたら良いか工夫するようになった。」といった、指導力や指導方法についての意見がみられた。また、「指導をしっかりとできるように、自分自身も研修等に参加し、自己研鑽に努める。」「新しい知識や技術方法等こちらも常に勉強していかなくてはと思う。」といった自己研鑽するといった意見もみられた。ほかにも「自分も勉強しなければと考えられるようになった。初心に戻る」「実習生の記録をチェックすることで勉強になったり、初心にかえってみようと思える様になった。」と、初心に戻るといった意見も述べられていた。

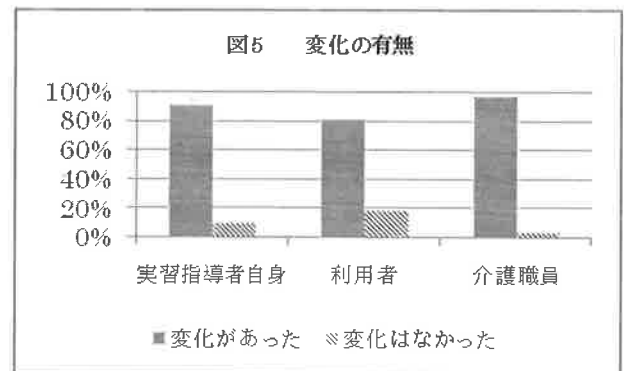
(2) 利用者

利用者に変化があったと回答した人は26名(81.25%)、変化はなかったとした人は6名(18.75%)であった。変化の内容の記載では、「入居者に笑顔が増えました。」「若い人がいるだけでも場が明るくなり、笑顔が増える。」といった利用者の笑顔が増えたという意見や、「コミュニケーションを取ってもらえるだけでも利用者の刺激になる。」「自分のために精一杯支援する姿に触れ、意欲的になった。」と、利用者にとって刺激となっているという意見もあった。また、自分1人に向き合ってくれる学生がいることで生活にハリがでた。不隠行動につながる方もいた。」と、利用者の生活にハリをもたらせることもできたが、不隠行動につながるという、利用者にとって不快な状況になったことも挙げられた。

(3) 介護職員

介護職員に変化があったと回答した人は31名(96.87%)、変化はなかったとした人は1名(3.13%)であった。変化の内容の記載では、「日頃の介護の振り返り、接遇に配慮したり基本に戻り丁寧な介護の実践」「新任、中堅職員についても、指導する側となり、個々のスキルアップに役立っている。」「基本に戻り、自分の仕事を振りかえることができた」等、自らの介護を振り返ったり、スキルアップを考えている記述がみられ

た。また、「声かけの再認識や言葉づかいについて改めて見直しができる。」「人に教える機会が増えたことで、一つ一つの行動に責任を持ち、職員同士の連携がよりできるようになったのでは…と思います」といった、自己研鑽や介助方法を見直しするとの考えも述べられていた。「指導する事で、学ぶ事も多くある、実習指導で気付かされる事や、見られていると言う意識が、職員の成長につながっている」「指導をすることにより、改めて介護について考えることができた。自分自身が成長することができた」と、自己の成長についての意見もみられた。



V 考察

1. 実習指導者の変化(表2)

<責任と指導力・指導方法>

人材を育てること、教えること、責任や実習生が理解しやすい説明方法の工夫を考えた指導方法に変化を挙げている。実習を行う学生は、実習に出る前に養成校にて介護福祉の基本的知識・技術を、演習を交えながら学んでいく。しかし、利用者が生活している場面に出ると学習したようにスムーズにいかないことも多く、戸惑うことが多い。戸惑う学生が言う「学校の勉強と違う」である。学校の勉強と違うのであれば、養成校で学ぶ意味がなくなってしまう。養成校で学習したことが、利用者の生活している場面ではどのように活かされているのか、なぜ違うのかを理解しなければならない。例えば、利用者をベッドから車いすへ移乗する際、利用者のからだの大きさ、重さ、麻痺等の有無や状態が一人ひとり違う。この場合、どこを支えるのがよいのか、気をつけなければならない点は、観察点は等々が挙げられる。そのためにも、実習指導者の指導力・指導方法が、学生の理解に繋がるため、共感的かわりをもち実習生の理解度に応じた指導が求められる。このためにも、養成校教員は、学生と実習

指導者に情報提供等を行い、三者で実習を進めることが大切であると考える。

<初心に戻る>

実習生の利用者との接し方やかかわり方をみることで、実習指導者にも改めて「介護とはなにか」など、初心を思い出させている。日常の業務や介護に慣れてしまうことで、本来、誰のための支援なのかを忘れてしまうかかわり方となることもある。しかし、実習生の姿を通し、利用者に関われること、ていねいな声かけを心がけなければならないなど、初心に戻り介護に対する姿勢を正すことに繋がった指導者もいた。また、「日常のケアに慣れてしまうことで、見えなくなってしまったことや、気付かなかったことを気付かせられることがある」との意見もあり、実習の良い効果となっている。

表2 実習指導者の変化

カテゴリー	コード
責任と指導力・指導方法	福祉社会を担う人材を育てていく責任を感じるようになった
	自分自身のケアを見直し教えることの責任、緊張感を持てるようになった。
	共感的姿勢をもって指導・支援することが身に付いた。新任職員の指導にも役立っている。
	説明時間が増え、理由付けて指導するようになった。
	実習生の理解に努め、自身の指導力についてみつめなおした。
	実習中の対応で教員の方と話をしたり、情報交換をする必要があることを理解できた。
	実習指導に自信が持てるようになった。
	学生中心に物事を見られるようになった。
	わかりやすく説明するにはどうしたら良いか、工夫するようになった。
	実習生の目線で助言・アドバイスすることの重要さを感じた。
	実習生を受け入れることの重要性がわかり、自分も学ばなければと思った。
	実習指導書等、自分なりに学んだ。
	新しい知識や技術方法等こちらも常に勉強していかななくてはと思う。
	指導をしっかりとできるように、自分自身も研修等に参加し、自己研鑽に努めた。

初心に戻る	学生が来る事で自分の介護に対する知識、技術の確認ができる。
	自分自身の介護への取り組み姿勢等の振り返りができる。
	見えなくなってしまった事や、気付かなかった事を気付かせられる事がある。
	ご利用者を見つめ直す良い機会であり、根拠が言える介護が実践できる。
	自分も勉強しなければと考えられるようになった。初心に戻ることができた。
	初心を忘れず、利用者に関われること、丁寧な声かけを心がけなければと思った。
	実習記録をチェックすることは勉強にもなり、初心に戻ってみようと思えるようになった。
	自分自身、学ぶ事が沢山あった。学生を通して気づかされた。
	施設の介護に対する反省・見直しのきっかけになった。
	自分自身をみつめ直すことができた。自分の成長につながった。
	忙しい業務の中での指導であるが、初心に戻り姿勢を正す事ができ嬉しい。
	業務の見直しにつながる。
	自分の介護を改めて見直すことができた。
	自分の立場に対して、意識することができた。
基本を見直す事が出来た。	

2. 利用者の変化（表3）

<笑顔と会話の増加>

施設職員には少ない、二十歳前後の学生が利用者とかかわるため、利用者の中には「孫のようだ」と接してくださる人もいます。実習生も利用者の名前と顔を早く覚え、円滑なコミュニケーションを取りたいと考える者や、介護計画の立案のため利用者と話をする。始めはぎこちない会話だが、利用者の話を一生懸命聞こうとする姿や、根気強く関わろうとする姿が、利用者の笑顔を引き出し、会話が増え、生活にもハリをもたらす結果となったと考える。介護職員も利用者とかかわりの時間を持っているが、実習生の一对一で向き合う前向きな姿勢や取組を、利用者自身が理解していると思われる。実習生が介護職員になった時にも同じような関わりができる環境作りが必要ではないかと考える。

<生活意欲の向上>

実習生の関わりにより、消極的な利用者が積極的に
なり、レクリエーション等への参加をされ、達成感に
喜ばれる姿が見られたり、自分（利用者）のために精
一杯支援する姿に触れ意欲的になった人、介護計画の
実践をおこない、喜びや生きがいを感じて頂けたなど
生活の意欲向上がみられている。笑顔と会話の増加で
も触れたが、利用者への向きあいかたが、利用者の可
能性や意欲を引き出したのではないかと考える。

<不穏行動>

笑顔や会話の増加、生活へ意欲の向上がみられた一
方、不穏行動に繋がった意見もみられた。これは、実
習生の過度の関わりにより不穏になったと考えられる。
利用者にも、関わりを持たれることを好まない人もい
る。しかし、実習生はどの利用者がかかわりを好まな
い利用者なのか判断することは難しいため、すべての
利用者と同じように接する。そのことで慣れない環境
に利用者が不穏になると考える。このような場合には、
実習指導者や介護職員から事前に利用者に関する情報
を聴いておくことが大切である。また、学内での学習
においても、かかわり方の指導が必要であると考えた。

	次の実習生を心待ちにする様子がかがえる。
	楽しそうに実習生にいろいろと話している。
生活意欲の向上	コミュニケーションを取ってもらえるだけでも利用者の刺激になっている。
	生活のハリを感じ取れた。
	消極的な入居者様が積極的になり、レクの場面等で達成感に喜ばれる姿が見られた。
	自分のために精一杯支援する姿に触れ、意欲的になった。
	少しですがADLの向上に繋がった。
	若い人が来て、概ね喜んでいる。
	親身になって実習生が話を聞いたりしてくれるので、明るく活力が感じられる。
	介護計画の実践をおこない、利用者の個別ケアにより喜びや生きがいを感じて頂けた。
	自分1人に向き合ってくれる学生がいることで生活にハリがでた。
	とても喜んで反応がよい。
	甘えてみたり、出来る所をしてみようとする姿があった。
不穏	不穏行動につながる方もいた。

表3 利用者の変化

カテゴリー	コード
笑顔と会話の増加	介護過程を学ぶ中で、より親密になり、利用者の喜ぶ顔が増えた。
	入居者に笑顔が増えた。
	利用者の笑顔が増えた。
	利用者の方が笑顔でいたり、楽しそうな雰囲気になった。
	孫やひ孫のような年代の生徒と話をしたり、遊ぶことが楽しいようで、笑顔が多くみられる。
	若い人がいるだけでも場が明るくなり、笑顔が増えた。
	笑顔や会話が増えた。
	コミュニケーションを取る時間が増えた。
	利用者様の笑顔や自発的な言葉掛けが増えた。
	個別に話す機会が多くなり、喜ぶ方が増えた。
自分の孫のように接していたり、実習終わりには担当利用者だったので涙の別れがあった。	

3. 介護職員の変化(表4)

<自己研鑽とスキルアップ>

実習生を受け入れることで、介護の知識や技術面に対する振り返りの機会となり、学生に根拠ある説明ができるように学ぶ介護職員や、介護職員が指導する側になり、自身のスキルアップにも繋がっている結果がみられた。介護福祉士は、資格取得後は、スキルアップに繋がる研修は、日本介護福祉士会において実施されている初任者研修やファーストステップ研修のほか、関係団体の行っている認知症や介護技術の研修等があるが、介護福祉士の資格は一度取得した後は更新することもないため、資格取得後の質には差が生じる現状がある。介護の技術も変化する。その都度、学ぶ機会、意識をもちスキルをアップすることは、利用者の日常生活に変化が現れると同時に、介護職員自身にも自信となりさらに利用者への関わりに良い影響をもたらすものになると考える。この姿を実習生がみることで、将来像も見え介護の仕事のやりがいにつながると考える。

<自己の成長>

介護職員も実習生から見られているという意識が、

自身の成長につながっている。実習を行う学生も、利用者だけでなく、介護職員の利用者とのかかわり方も良く観察していることが、巡回指導中や事後指導を行う中でわかる。「教える」機会も介助場面において多いため、改めて介護について考え、人に指導するということを意識するようになり、成長することにつながっている。また、外部からの視点が入ることで程良い緊張感もあり、教える姿勢も学ぶことができ良い刺激となっている。これには、施設的环境も重要である。実習指導や実習生に対する関心や、情報交換など職種間の連携もスムーズに運ばれていなければ、自己の成長に気づかない。自己研鑽する姿勢と職場の環境も、成長に影響していると考え。実習生が実習しやすい環境に繋がると考える。

<指導者（教育者）としての意識と責任>

介護現場で働く一介護職員が、日常にはない実習生に“教える立場”になることで、業務に対する姿勢を見つめなおすだけでなく、指導に対する関心が高まっていく。机上の学習やこれまでに習得してきた介護技術の方法とのギャップに戸惑う実習生に対して、理解できるためにはどのように伝えたらよいのかを工夫する等、指導者としての自覚が芽生えてくる。さらに工夫を凝らしたその指導方法が上手く実習生に伝わったときには、実習生と一緒にその成長を喜び、自信をつけさせるとともに、職員間の中に次世代の介護福祉士を養成しているという強い意識と責任が生まれてくる。そのような指導的立場に立つ経験は、教育することの“楽しさ”や“やりがい”を感じらえる瞬間でもある。その中に、介護福祉士養成校の教員としての将来の姿を思い描く介護職が出てくることは必然でもある。

表4 介護職員の変化

カテゴリー	コード
自己研鑽とスキルアップ	介護の見直し、行っている事の意義などを確認が出来た。
	日頃の介護の振り返り、接遇に配慮したり基本に戻り丁寧な介護の実践出来るようになった。
	新任、中堅職員も指導する側となり、個々のスキルアップに役立っている。
	声かけの再認識や言葉づかいについて改めて見直しが出来た。

	言葉使いや対応の姿勢に変化が見うけられる。施設内外の研修にも参加し、自己研鑽に努めている。
	職員の刺激になり、日々の介護の再確認ができる。
	若い刺激を受け、活気が生まれた。
	自らのケアの振り返りができる。
	毎日の仕事を振り返り反省したり、実習生の質問を家に帰り調べて答える姿がみうけられた。
	利用者に対する声かけや、(かかわる)姿勢が良くなっている。
	介助方法を見直すことができた。
	教えるにあたり、説明等ができるよう準備するようになった。
	指導に関わりスキルアップできた。フロアの雰囲気よくなって楽しく仕事できた。
	基本に戻り、自分の仕事を振りかえることができた
	一人ひとりが自分の援助について考える機会になった。
	職員自身の「初心を思い返すきっかけになる」という発言が聞かれる。
	深い質問がきた場合答えられるよう、利用者のことを深く掘り下げていっている。
	「介護の初心にかえることができた」という声がきかれた。
自己の成長	実習指導で気付かされる事や、見られていると言う意識が、職員の成長につながっている。
	全員ではないが、指導力を身につけ、職員のレベルアップにもつながった。
	自分の立場に対して、意識することができた。
	指導をすることにより、改めて介護について考えることができた。自分自身が成長することができた。
	外部からの視点が入る事で程良い緊張感があり、教える姿勢も学ぶ事ができ、良い刺激になる。
	"見られている"という意識を持ち、業務にあたっている。
指導者としての意識と責任	やる気が感じられない学生に対する指導方法について、職員間で情報交換の場を作ることができた。

人に指導するという事を意識するようになった。
実習指導に対する関心が高まってきた。
教える側の立場となり いままで以上に責任感を意識するようになった。
実習生を一人にしてはいけないことが浸透してきた。
学生のレベル向上を理解し、職員の間で自身のスキルアップをはからなければならないと言う話がされるようになった。
実習指導に対して意欲(指導向上)が出てきたと思う。
人に教える機会が増えたことで、一つ一つの行動に責任を持ち、職員同士の連携がよりできるようになったと思う。

VI まとめ

今回の結果から、実習生を受け入れることで実習指導者には、「責任・指導力・指導方法」「初心に戻る」、利用者には「笑顔・会話が增える」「生活意欲の向上」、介護職員には「自己研鑽・スキルアップ」「自己成長」「指導者(教育者)としての意識と責任」と三者共に良い変化が多いことが分かった。学習の成果を実践の場において学ぶ学生の影響が分かった。しかし、実習生とかかわることで「不穏」になる利用者がいたことも明らかになった。

学内の学習において、コミュニケーションの知識や技術、高齢者や障がい者のこころとからだのしくみ、認知症の理解が、さらに求められる。また、養成校と施設においては、実習を行う学生が戸惑うことなく実習に集中できるように、巡回指導以外にも情報交換を円滑にできる工夫をしなければならない。さらに、介護福祉を学ぶ学生が、将来像を描きやすいように、実習先で活躍する介護職員が常に学ぶ意識を持ちスキルアップを目指していることも重要だと感じた。学生が日々の学習と実習の関連性が理解できるよう、養成校の教員、実習指導者が指導を行うことが「資格取得時の目標」⁶⁾ 達成のための一つの手段と考える。

おわりに

今回、データの解析を行うことができなかったため、実習指導者の資格取得状況や経験年数による差があるのか明らかにはなっていないが、実習生を受け入れることで実習指導者、利用者、介護職員にどのような変

化があるのか分かった。今後の指導方法への課題も見えてきた。介護福祉実習に臨む学生が、探究心を持ちながら現在の介護を見つめることができるように今後もこの研究を継続して取り組んでいきたいと考える。

謝辞

本研究の調査にご協力いただきました実習指導者の皆様に深く感謝いたします。

注記

- 1) 社団法人日本介護福祉士会『実習指導者特別研修講師養成研修会』2008年, p.54
- 2) 社団法人日本介護福祉士会『介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会』資料4, 2006年
- 3) 社団法人日本介護福祉士会『実習指導者特別研修講師養成研修会』2008年, p.201
- 4) 社団法人日本介護福祉養成施設協会『東海北陸ブロック教員研修報告集』2012年
- 5) 谷 功: 「介護福祉実習場面における実習指導者と介護福祉学生の相互意識に関する一考察～円滑な介護福祉実習教育に対する取り組みへの提言～」静岡福祉大学紀要 Vol.9, 2013年
- 6) 社団法人日本介護福祉士会『実習指導者特別研修講師養成研修会』2008年, p.77

参考文献

- 1) 内閣府『高齢社会白書(平成21年度版)』佐伯印刷, 2009年
- 2) 社団法人日本介護福祉士養成施設協会『介護福祉士養成新カリキュラム 教育の手引き』2008年
- 3) 社団法人日本介護福祉士会『現場に役立つ 介護福祉士実習の手引き-指導者・教員共通-』環境新聞社, 2004年
- 4) 関東信越厚生局健康福祉部福祉課『平成19年度福祉課所管の養成施設連絡協議会資料(社会福祉士及び介護福祉士法改正関係)』2008年
- 5) 澤田信子小櫃芳江峯尾武巳編者『可能性を信じ共に学び・育ち・創る 改訂・介護実習指導方法』社会福祉法人全国社会福祉協議会, 2003年
- 6) 社団法人日本介護福祉士会『実習指導者特別研修講師養成研修会』2008年
- 7) 遠藤正一: 夢と感動を届ける体験的介護論「究極の介護サービス」を創る. 日本医療企画, 東京, 2006年